

次期「三重県教育ビジョン(仮称)」中間案にかかるパブリックコメントに係る対応

別冊3-3

対応区分	① 反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
	② 反映済	意見や提案内容が既に反映されているもの。
	③ 参考にする	最終案や今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
	④ 反映または参考にさせていただくことが難しい	県教育委員会(県)の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。 事業主体が県教育委員会(県)以外のもの。 法令などで規定されており、県として実施できないもの
	⑤ その他(①～④に該当しないもの)	

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。
- ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

意見番号	該当箇所(中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
1	はじめに	1 教育ビジョンの策定の趣旨	1	4	①	ご意見をふまえ、子どもを取り巻く課題として、「不登校児童生徒への支援」について記述を追加しました。なお、不登校児童生徒への支援に係る具体的な取組について、施策「不登校児童生徒への支援」の中で、新たな不登校を生まない環境づくり、不登校の要因や背景を個別具体的に把握した上で不登校にある児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を実施していくこととしています。
2	はじめに	1 教育ビジョンの策定の趣旨	1	1	②	「共生」の視点については、複雑で予測困難な社会において、子どもたちが想定外の事象や、生きていく上での様々な課題や困難に向き合い、時には自分で、時にはほかの人と支え合いながら人生を生き抜いていかなければならない中で、非常に大切な力であると考えています。 教育ビジョンの「基本方針」である「三重県教育施策大綱」においては、「生き抜いていく力」は「自立」の力と「共生」の力で構成されており、「共生」の力について、他者とのかかわりの中で共に支え合い、新しい社会を創っていく力であると、「自立」の力と同様重要なものとして記述されています。また、「自立した個人が豊かな未来を切り拓く力」についても、「確固たる自分の軸を持ち、他者との絆を大切にしながら豊かな未来を切り拓く力」として記述されているところです。 教育ビジョンにおいては、教育への「県民力の結集」を掲げ、「教育の原点」である家庭をはじめ学校、地域、企業等さまざまな主体に求められる役割や期待される役割をお示しし、それぞれが「教育の当事者としての自覚」を持ち、連携・協働して教育ビジョンの実現に向けて取り組んでいくこととしています。

意見番号	該当箇所(中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
3	はじめに	1 教育ビジョンの策定の趣旨	1	1	③	次期「三重県教育ビジョン」は令和2年度から令和5年度までの4年間における本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、これをふまえ、各年度における各施策・取組(事業)の実施に向けた予算等の確保および教職員の配置に努めていきたいと考えています。
4	はじめに	1 教育ビジョンの策定の趣旨	1	1	③	教育には、時代の変化に応じて変えていくべきもの(流行)と、どれだけ時代が変化しようとも変えていくべきではないもの(不易)があり、「子どもたちの可能性を引き出し、育んでいくこと」、「子どもたちの成長を促すこと」が教育の「不易」であると考えています。三重県教育ビジョンにおいては、こうした「不易」の考え方について「三重の教育宣言」においてお示しているとともに、これに基づいた教育施策の展開を図っていくこととしています。
5	はじめに	2 教育ビジョンの位置づけ	1	2	②	三重県教育施策大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、人の生涯にわたる総合的な教育政策の方針を示すものです。一方、三重県教育ビジョンは、教育施策大綱をふまえた本県の学校教育を中心とした教育施策の具体的な取組に係る計画であるとともに、「教育基本法」に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、教育施策大綱とは別の計画として策定しています。こうしたなかで、「三重県教育ビジョン」がひとつの計画として、その内容が県民の皆さんにとってよりわかりやすいものとなるよう、各教育施策の展開の背景となる社会情勢等について第1章にて記述しているところです。
6	はじめに	4 教育ビジョンの計画期間	2	1	①	現在の社会情勢の変化などを的確にとらえ、教育ビジョンの計画期間である4年間における教育施策を着実に実施するためには、将来予測が難しい変化の激しい時代の中にあっても長期的な視点・展望を持ちながら進めていくことが大切であるとの考えから、「10年先を見据えた」という表現を用いています。ご意見をふまえ、県民の皆さんにより分かりやすい内容となるよう、「4 教育ビジョンの計画期間」における記述を「令和2(2020)年から令和5(2023)年までの4年間」と修正するとともに、「1 教育ビジョンの策定の趣旨」に「社会情勢の変化や課題に的確に対応し、本ビジョンの計画期間における教育施策を着実に進めていく」とする記述を追記しました。

意見番号	該当箇所(中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方	
7	総論	1 教育を取り巻く社会情勢の変化 (4 急速な技術革新と超スマート社会(Society5.0)の実現)	4	超スマート社会の実現が社会情勢の変化でできているが、教育現場がその技術革新に取り残されている現実がある。先端技術が社会生活に導入されていく中、教育現場には導入が遅々として進んでいない現状がある。自治体の格差もあり、現状では超スマート社会に対応した教育ができるかが甚だ疑問である。県全体での対応を進めてほしい。	1	②	超スマート社会の実現に向けた取組が進む中、子どもたちに、先端技術を手段として積極的に活用しながら、人間ならではの考え方で実社会の課題等の解決をめざし、新たな価値を創造できる資質・能力を育めるよう、基本施策2「個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成」(4)知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成において、STEAM教育やEdTechを活用した学び等に取り組むこといたしました。 また、未来の創り手となる子どもたちに必要な資質・能力を育めるよう、授業力向上に係る研修を実施し、教職員の資質向上に取り組めます。
8	総論	1 教育を取り巻く社会情勢の変化 (8 子どもの貧困と教育格差)	5	三重県子どもの貧困実態調査により、貧困家庭において子どもが障がいを抱えている割合が多いことが報告されている。このような実態も踏まえた内容としてはどうか。	1	②	家庭の社会的経済的背景と子どもたちの進学機会や学力等に相関関係があるという指摘がみられるとともに、教育格差が原因となって、貧困の連鎖、格差の拡大や固定化につながるものが危惧されています。こうしたことをふまえ、教育ビジョンにおいては、「教育を取り巻く社会情勢の変化」の中に「子どもの貧困と教育格差」の項目を設け、障がいの有無等に関わらず、すべての子どもたちが質の高い教育を受け、夢や希望を実現していけるよう必要な支援を実施していくこととお示しているところです。
9	総論	1 教育を取り巻く社会情勢の変化 (11 教職員を取り巻く環境)	6	次年度から「教員の勤務時間についての上限ガイドライン」が適用される。このガイドラインでは、教員の時間外労働時間を、年間360時間、月45時間を上限とすることが示されているが、2018年度、中学校の時間外労働は、平均45時間を超える月が7回あり、年間平均は500時間を超えている。また、どの校種においても、時間外労働が月平均45時間を超えている教員は少なくない。このガイドラインの次年度からの適用にむけ、これほどまでに時間外労働がされているという現実についての認識を記載すべきだと考える。	13	①	ご意見をふまえ、第1章総論「1 教育を取り巻く社会情勢の変化」(11 教職員を取り巻く環境)に、月45時間、年360時間を時間外労働の上限とすること等を内容とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が国において示されていること、こうしたことに対応し、「長時間労働の是正に向けた取組を進めていくことが必要である」旨の記述を追加しました。
10	総論	1 教育を取り巻く社会情勢の変化 (11 教職員を取り巻く環境)	6	地域に30~40代の教諭がほとんどいない。一方で、その年代の力のある講師の先生方がいるので、採用方法の検討を早急をお願いしたい。	1	③	三重県公立学校教員採用選考試験は、応募者の適正・能力を基準に公正な選考を実施しています。 一定の条件を満たす県内公立学校の講師については、「教職経験者等を対象とした特別選考[Ⅱ]」として、所属長が作成した人物証明書を第1次選考試験の筆答試験(教養)に代える選考を実施しています。

意見番号	該当箇所(中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
11	総論	2 三重の教育における基本方針	8	4	③	<p>教育基本法第1条において教育の目的は人格の完成をめざすとされており、同法第17条第2項に基づいて策定する本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づける教育ビジョンにおいても、人格の完成をめざして計画を策定しているところです。</p> <p>子どもたち一人ひとりが来るべきこれからの時代において、明日への希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせていくことができるよう、「三重の教育宣言」の考え方を継承するとともに「三重の教育における基本方針」をふまえ、各施策を展開していきます。</p>
12	総論	2 三重の教育における基本方針	8	4	②	<p>「共生」の視点については、複雑で予測困難な社会において、子どもたちが想定外の事象や、生きていく上での様々な課題や困難に向き合い、時には自分で、時にはほかの人と支え合いながら人生を生きていかなければならない中で、非常に大切な力であると考えています。</p> <p>「生き抜いていく力」は、「自立」の力と「共生」の力で構成されており、「共生」の力について、他者とのかわりの中で共に支え合い、新しい社会を創っていく力であると、「自立」の力と同様重要なものとして記述しています。</p> <p>また、「自立した個人が豊かな未来を切り拓く力」についても、「確固たる自分の軸を持ち、他者との絆を大切にしながら豊かな未来を切り拓く力」として記述しています。</p>
13	総論	2 三重の教育における基本方針	8	1	②	<p>「共生」の視点については、複雑で予測困難な社会において、子どもたちが想定外の事象や、生きていく上での様々な課題や困難に向き合い、時には自分で、時にはほかの人と支え合いながら人生を生きていかなければならない中で、非常に大切な力であるとして、他者との関わりの中で共に支え合い、新しい社会を創っていく「共生」の力を育む教育を推進していく旨記述しています。</p>
14	総論	2 三重の教育における基本方針	8	1	③	<p>「生き抜いていく力」については、基本方針の(1)の中で示しています。複雑で予測困難な社会に対して、子どもたちは想定外の事象や、生きていく上での様々な課題や困難に向き合い、時には自分で、時にはほかの人と支え合いながら、人生を生きていかなければなりません。また、日々の暮らしの中で厳しい環境に置かれ、夢や希望を抱くことすらできない状況の子どもたちもいます。そうした子どもたちも含めて、全ての子どもたち一人ひとりが、決して自らの人生を諦めたり投げ出したりすることなく、自らの可能性を信じ、失敗を恐れず夢と志を持って挑戦し、豊かな未来を切り拓いてほしい、人生を大切に生きてほしいという思いを込めています。こうしたことから、多様な個性を持ち、多様な環境にある子どもたち一人ひとりに、生き抜いていく力、すなわち、「自立」の力と「共生」の力を育てていくという方向性を示しています。</p> <p>子どもたちの未来に向けて、教育に携わる者は日々最善の努力を注いでいく必要があり、大綱にかかげる基本方針に沿って三重の教育の一層の充実に向けた取組を全力で進めていきます。</p>

意見番号	該当箇所（中間案ページ）		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
15	総論	2 三重の教育における基本方針	9	1	①	<p>「誰一人取り残さない」については、基本方針(3)の中でも、子どもたち一人ひとりの学びを支えるために公平公正で最適な、そして安全で安心な教育環境を整えていかなければならないという決意をキーワードとして込めており、非常に大切な考え方であると認識しております。ただ、本文の表現についてその意図が伝わりにくい部分がありますので、記述を一部修正します。</p> <p>また、特別な支援を必要とする子どもたちが、地域の中で豊かに自分らしく生活していくことをめざして施策を展開していきます。</p> <p>常に「子どもたちにとって何が重要か」を価値観の中心に据え、最も適切な対応を選択していくことが大切であり、今後ともそうしたスタンスで教育に取り組んでいきます。</p>
16	総論	2 三重の教育における基本方針	9	4	①	<p>「(3)誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現」について、子どもたちの生活背景はさまざまであり、一人ひとりの子どもがそれぞれ自己実現をめざすことができるように、学びの環境を整えることが大切である。そのことから考えると、「誰もが共通のスタートラインに立ち」を目的とするのではなく、「誰一人取り残さない」ということを考えていくべきである。</p> <p>常に「子どもたちにとって何が重要か」を価値観の中心に据え、最も適切な対応を選択していくことが大切であり、今後ともそうしたスタンスで教育に取り組んでいきます。</p>
17	総論	2 三重の教育における基本方針	9	4	②	<p>「いじめ、虐待、不登校等」と「大規模自然災害、交通事故、犯罪など」については、安全で安心な教育環境を実現していかなければならないと至った背景である、子どもたちのかけがえない命や教育の機会が奪われるような現状・課題をわかりやすいよう列挙して記述しているところ等。</p> <p>常に「子どもたちにとって何が重要か」を価値観の中心に据え、最も適切な対応を選択していくことが大切であり、今後ともそうしたスタンスで教育に取り組んでいきます。</p>
18	総論	2 三重の教育における基本方針	9	1	③	<p>ご賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>「誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現」に向けて、教育活動の一層の充実を図っていきます。</p>

意見番号	該当箇所(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
19	総論 2 三重の教育における基本方針	9 本教育ビジョンにおいて定義されている教育の社会的意義について考えると、「ダイバーシティ&インクルージョン」が「注目されています」とあるが、これからの社会が発展を遂げるためには、様々な立場の人々が自己実現を果たす共生社会の実現が前提である。様々な立場の人々を社会が包括的に支え、その自己実現を果たすというインクルージョンの考え方が足りないと感じる。「共通のスタートライン」に立たせ、「環境を整える」という発想はもちろんだが、その先の自己実現は自己の努力であると考えられるのであれば、ソーシャルインクルージョンの実現とはいえない。子どもたちの生きづらさの要因の一つに「自己責任論」の拡大がある。学校現場でも実感として、子どもや保護者の価値観の中で「自己責任だから」という主張が、ここ10年で大きく幅を利かせるようになってきたと感じる。自己実現が果たせないのは個人の努力が足りないからだ、とするのでは現在の格差社会を助長し、さらに社会を分断していくものになるだろう。個人主義に傾き、分断され弱体化した社会は発展しない。結果主義かつ合理的な教育活動がおこなわれていくこととその弊害を懸念するところである。	2	③	インクルージョンは重要な視点と認識しており、「2 三重の教育における基本方針」のP6の「見据える社会の姿と教育の役割」において、その視点も含めた記述としているほか、例えばP8~9の基本方針(3)や(5)においてもその視点を取り入れています。今後も教育施策の取組の立案・実施に際して、SDGsやインクルージョンの視点を更に意識して、広範囲にわたる取組により、教育施策全体への波及を図りたいと考えています。
20	総論 3 教育ビジョンに込める想い	11 不登校の子ども達に対する視点がないので、入れるべきである。不登校は増加傾向にあることから、この視点なくして、誰一人取り残さない教育の推進は難しい。	1	③	教育ビジョンの「基本方針」としている「三重県教育施策大綱」の基本方針(3)「誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現」において、いじめ、虐待、不登校、大規模自然災害、交通事故、犯罪など、子どもたちのかけがえのない命や教育の機会が奪われるような現状・課題に対し、子どもたち一人ひとりの学びを支えるために公平公正で最適な、そして安全で安心な教育環境を整えていかなければならないと示されているところです。これを受け、教育ビジョンでは、改めて「誰一人取り残さない教育の推進」を第一に掲げ、不登校を含むさまざまな課題に的確に対応し、すべての子どもたちが夢や希望を実現していけるよう取り組んでいくという決意を「教育ビジョンに込める想い」として示しています。
21	1-(1) 学力の育成	17 「現状と課題」の④~⑦において、学力調査、学習評価の記述が目立つのは、いかがなものか。	1	②	学校全体で組織的に子どもたちの学力・学習状況を把握し、授業改善等を通じて学習指導要領で求められている力を確実に身につけることは、子どもたちの「生き抜く力」を育むために大切です。そのためには、学校における教育活動に関し、児童生徒にどういった力が身についたかという学習の成果を的確に捉えて評価を行い、その結果を教師が指導の改善に生かすとともに、子どもたちが自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが大切であることから、学習評価は重要であると考えます。全国学力・学習状況調査は、学習指導要領の理念・目標・内容等に基づき、学習指導上特に重視される点や身につけるべき力を具体的に示すメッセージとなる問題を出題しています。これらにより測れるのは学力の一部分ではありますが、子どもたちが学習指導要領で求められている力を確実に身につけているかどうかを確認し、課題の把握、授業改善や検証のツールとして教科の結果および質問紙調査の結果を総合的に活用することが、各学校における授業改善PDC Aサイクルの確立においても大切であると考えます。今後も、子どもたちの夢や希望がかなえられるよう、学校・家庭・地域が一体となって学力向上の取組を進めていきます。
22	1-(1) 学力の育成	17 めざす姿で、「主体的・対話的な学び」とあるが、「主体的・対話的で深い学び」ではないか。それ以降の文章の中では、「深い学び」の文言も使われている。	1	③	めざす姿においては、子どもたちが主体的・対話的な学びを通じて、到達するであろう深い学びの状況を「基礎的・基本的な知識・技能、自ら課題を見つけ解決していく思考力・判断力等、主体性を持って他者と協働しながら学ぶ態度を身につけています」と表現しています。また、主な取組内容では、学習指導要領で求められている力を子どもたちに育むため、質の高い授業改善を行うことが大切であることから、具体的方法として、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を示しています。なお、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善については、脚注でも具体的に示しています。

意見番号	該当箇所（中間案ページ）			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
23	1-(1)	学力の育成	17	「大学入学共通テスト」の記述があるが、英語において変更が行われたが、その他の教科においても採点の公平性やテストの日程などの問題点が残されている。他の変更がないといえないのであれば記述を変更する必要があるのではないか。	1	③	三重県の高校生の学力育成の方策について、国の動向も注視しつつ、適宜記述内容を修正していきます。
24	1-(1)	学力の育成	18	指標が全国学力・学習状況調査のみということに危機感を感じる。小学生の息子が国語の問題集をしている様子を見ていたところ、設問を読んで該当する本文箇所を読むという解き方をしていた。そのため、本文全体を理解しないと解けない設問には答えることができていなかった。そのことを担任の先生に伝えたと、全国学力・学習状況調査は問題数が多いため、早く解答できるよう、そのように指導しているとのことであった。学力調査でいい点数をとるより、本文を読んで全体を把握することのほうが、長期的にみた「学力」としては大事なことだと思う。しかし、現場の先生方は学力調査やみえスタディチェックで成果を上げることに注力しなければならない状況になっているのではないかと不安と疑問を感じた。指標が「全国学力・学習状況調査」のみであることは、このような状況を加速させないか心配である。「読む」「聞く」「書く」「話す」「考える」「調べる」「行動する」の7つを、小中高校のさまざまな授業の中で体系的、段階的に学んでいけるような指導計画があり、その観点から評価ができるしくみがあるとよいと思う。	1	③	学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を子どもたちに育むことをめざし、習得・活用・探究という学びの過程において、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学びに向かう態度を養うことが大切です。全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックは、学習指導要領の理念・目標・内容等に基づき、学習指導上特に重視される点や身につけるべき力を具体的に示すメッセージとなる問題を出題しています。これらにより測れるのは学力の一部ではありますが、子どもたちが学習指導要領で求められている力を確実に身につけているかどうかを確認し、授業改善や個に応じたきめ細かな指導につなげられると考えています。また、できていない内容をできるようにすることは、学力保障の観点からも重要であり、子どもたちにとっても「やればできる」という思いとともに、自己肯定感や自尊感情の高まり、主体的に学ぶ態度の涵養につながると考えています。全国学力・学習状況調査の教科に関する結果は、学力の一部であること、学校における教育活動の一部であることなどに留意しつつ、児童生徒や学校への質問紙調査の結果と合わせて総合的に活用します。あわせて、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」等の各領域の指導事項を、習得・活用・探究という学びの過程において子どもたちが確実に身につけられるよう、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを充実させ、系統的・段階的に学習を進めることが大切であると考えています。そのため、こうした視点を取り入れた各学校における授業改善を推進していきます。
25	1-(1)	学力の育成	18	「主体的・対話的で深い学びの実現」が示されているが、子どもたちは地域や家庭でそれぞれに生活背景があり、また、学校の規模や生きる環境もさまざまである。そのような子どもの実態をふまえ、子どもが主体となる学びをそれぞれの学校で創造し、展開していくことが大切である。「学力の育成」のとりくみに「各学校でのカリキュラムマネジメントの充実」をふくめるべきである。	5	②	カリキュラム・マネジメントは、教職員が複数の教科等と連携を図りながら授業をつくること、学校教育の効果を常に検証して改善すること、教育内容と地域の人材や施設等を効果的に組み合わせることで活用すること等により、学校における教育目標の実現に向け教育活動全体の質的向上をめざすものであり、学校における一定の方針のもと個々の教職員が担っていくものとなります。この趣旨をふまえ、カリキュラム・マネジメントに関する記述は、次期教育ビジョンでは、「学力の育成」に限定するのではなく、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」を一体的に育んでいくこと、また、その育成の土台となる「子どもたちの多様な学びを支えるための学校・家庭・地域が一体となった教育活動の推進が重要である」との観点から、基本施策5「地域との協働と信頼される学校づくり」において、(1)「地域とともにある学校づくり」と(3)「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」において、記述しています。
26	1-(1)	学力の育成	18	継続的な学習状況の把握や授業改善、授業研究等に組織的にとりくむことは必要であるが、その手だてを「学力調査」に限定することは、施策としての可能性が狭まってしまうのではないかと懸念している。全国学力学習状況調査の実施要領にも「調査により測定できるのは学力の特定の一部である」と示されている。また、41ページ「知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成」の基本施策として「STEAM教育の推進」が掲げられている。子どものもつ力や興味、可能性がさまざまあるなか、また教科横断的な教育をすすめていくうえでも、「学力の育成」の数値目標を「学力調査」の対象となっている教科に限ることは、把握が足りないと思われる。	10	④	子どもたちの学力が向上することは、自己肯定感やチャレンジする力を高め、将来の夢を実現するための可能性や選択肢の拡大につながっていくと考えられます。全国学力・学習状況調査は、学習指導要領の理念・目標・内容等に基づき、特に重視される点や身につけるべき力を具体的に示すメッセージとなる問題を出題しています。これらにより測れるのは学力の一部ではありますが、子どもたちに学習指導要領で求められている力が確実に身につけているかを確認することで、授業改善や個に応じたきめ細かな指導に生かされると考えています。あわせて、教科横断的な視点で物事をとらえ、実社会での課題解決に向けて、創造的思考力や論理的思考力を育むことは大切であると考えており、こうした視点を取り入れた授業改善を推進していきます。

意見番号	該当箇所（中間案ページ）	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
27	1-(1) 学力の育成	18 調査という名のもとに行われている、全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックは、子どもたちにとって意味があるのか。近所の子どもたちに下校途中に会ったが、「今日、みえスタディ・チェックっていうテストをしたけど、とって難しかった。つらかった。あれって成績に入るのかな。心配。」と不安そうにしていた。毎日学校に行くことが楽しみで元気に挨拶をしてくれる子どもたちだが、その笑顔が曇るようなことはあってはならない。テストで測ることのできる学力がすべてではないと考える。わたしは、子どもたちが学校で様々な人たちと出会う中で生まれる学び、自分の考えと友達のことを比べながら考えを深めたり掘げたりすること、先生や教科書との語り合いなどから生まれる学びこそ、今を生きる子どもたちに必要なことだと考える。調査の結果、点数だけで子どもたちの学びの結果を決めてはいけない。みえスタディ・チェックにかける時間を、子どもたちが喜び、学び合う時間に変えてほしいと思う。	1	③	子どもたちの学力が向上することは、自己肯定感やチャレンジする力を高め、将来の夢を実現するための可能性や選択肢の拡大につながっていくと考えられ、現在、本県では、子どもたちが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感しながら学び、自らの希望と未来を支える学力を身に付けられるよう、学校・家庭・地域が一体となって、子どもたちの学力の向上に取り組む「みえの学力向上県民運動」を実施しています。 学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を子どもたちに育むことをめざし、習得・活用・探究という学びの過程において、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学びに向かう態度を養うことが大切です。 全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックは、学習指導要領の理念・目標・内容等に基づき、学習指導上特に重視される点や身につけるべき力を具体的に示すメッセージとなる問題を出題しています。これらにより測れるのは学力の一部ではありますが、子どもたちが学習指導要領で求められている力を確実に身につけているかどうかを確認し、授業改善や個に応じたきめ細かな指導につなげられると考えています。 また、当該学年で身につけておくべき学習内容について、できていない内容をできるようにすることは、学力保障の観点からも重要であり、子どもたちにとって「やればできる」という思いとともに、自己肯定感や自尊心の高まり、主体的に学ぶ態度の涵養につながると考えています。 今後も、子どもたちの夢や希望がかなえられるよう、学校・家庭・地域が一体となって学力向上の取組を進めていきます。
28	1-(1) 学力の育成	18 資料・情報と子どもたち、双方を知る専門・正規・専任の学校司書の重要性は、「読書」の観点のみならず、新学習指導要領における「主体的な学び」を育んでいく中では、さらに重要である。当然、生涯学習の重要な基礎となる「学び方を学ぶ」場所として機能することは、学校図書館の使命である。しかし、現場では、「探究」での調べ活動はインターネットばかりが利用され、学校図書館は眼中にない場合もしばしば見受けられる。学校図書館が「学びのセンター」として情報提供できるよう、早急に環境を整備すべきである。データベース環境、電子黒板、大学のラーニングコモンズに習う高校図書館が三重県内でも出てきている。小中学校の方がICTも進んでいるため、高校に入学した子どもたちにタイムスリップ感を体験させているのが実情である。 知的蓄積に学び、そのうえで新たな創造をしていく市民(本当の大人)を育むのが学校教育の使命であるなら、「学校図書館」の充実に経費をかける必要がある。示された「取組」からはその重要性や環境整備の遅れへの危機感がくみ取れない。他県の、とくに私立学校は「学校図書館改革」ともいえる、そうした取り組みが進められている。環境整備をして、(人的にも)成果をあげている。「学校図書館」が変われば、学びも変わると思うが、(1)学力の育成、(4)新たな価値を創り出す力の育成、の部分にも「学校図書館」は言及されていないが、とくに「探究」においては、学校図書館等を最大限活用する、など「取組」でも触れてもらいたいと思う。 なお、「探究学習」などは、学びに意欲的でない生徒たちの場合、かなりきめ細かなアドバイスが必要である。そうでないと、「やらなくてもすんでいく」格差を招きかねない。ここにも学校司書の重要性がある。	1	③	学校図書館の環境整備については、学校全体での施設・設備等を考えながら、必要かつ効果的な図書等資料を充実させることができるよう、学校に助言していきます。ICT環境についても、図書館も含めて学校全体を考えながら、効果的な整備を検討していきます。 探究的な学びについては、学校図書館が、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割を期待されていることを踏まえ、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等のさまざまな授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となるよう、学校に助言していきます。



意見番号	該当箇所(中間案ページ)			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
29	1-(1)	学力の育成	18	全国学力・学習状況調査は、国の教育施策を検討するために実施しているものであり、あくまで「調査」であると考え。これを、県の学力向上の数値目標に利用するのは不適切ではないだろうか。それよりも「学ぶことが楽しい」など、子供の目線からの目標を設定するほうがよいのではないか。	1	④	<p>全国学力・学習状況調査は、学習指導要領の理念・目標・内容等に基づき、学習指導上特に重視される点や身につけるべき力を具体的に示すメッセージとなる問題を出題しています。これらにより測れるのは学力の一部ではありますが、子どもたちが学習指導要領で求められている力を確実に身につけているかどうかを確認し、授業改善や個に応じたきめ細かな指導につなげていけると考えています。</p> <p>また、当該学年で身につけておくべき学習内容について、できていない内容をできるようにすることは、学力保障の観点からも重要であり、子どもたちにとっても「やればできる」という思いとともに、自己肯定感や自尊感情の高まり、主体的に学ぶ態度の涵養につながると考えています。</p> <p>今後も、子どもたちの夢や希望がかなえられるよう、学校・家庭・地域が一体となって学力向上の取組を進めていきます。</p>
30	1-(1)	学力の育成	18	数値目標が、学力の伸びに変更された理由は何か。	1	③	<p>子ども一人ひとりが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感しながら自らの希望と未来を支える学力を身につけられるよう、学校・家庭・地域が一体となった取組をこれまで以上に進めていく必要があります。</p> <p>現教育ビジョンにおいては、「学力の向上」における数値目標は、「全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科数」としていましたが、教職員から、また懇話会の場において、「児童生徒や学校現場の頑張りが見えにくい」というご意見をいただいていた。</p> <p>この点をふまえ、次期教育ビジョンでは、①一人ひとりの子どもが現状よりさらにできるようになることをめざすための指標であること、②子どもたちの頑張りが見える指標であること、③県民の皆様によりわかりやすい指標であること、を基本的な考え方とし、「本県児童生徒の学力の伸び」としました。</p>
31	1-(2)	外国人児童生徒教育の推進	19	言葉ができないことで自尊感情をもてない子どもや、親に対しても自分の気持ちをうまく言えない子どもが多い。子どもたちの自己肯定感を高め、可能性を引き出していく視点での記述、施策が必要である。子どもたちが異文化の壁や言葉の壁を乗り越え、たがいに理解し、歩みよれるよう、環境生活部と連携した母語の習得支援や、外国につながる子の保護者や地域と連携した異文化理解のとりくみ等への支援等があるとよい。	5	③	<p>このことについては、基本施策1の基本的な考え方に、「『確かな学力』、『豊かな心』、『健やかな身体』の育成につながる各施策を展開し、これら3つの力の確実な育成およびその一体的・調和的な育みの過程において自己肯定感を高めていくことをめざして取り組んでいきます。」としており、外国人児童生徒教育の推進もこの考えのもと、進めるものとしています。</p> <p>県教育委員会においては、国事業を活用し、日本語指導が必要な外国人児童生徒が多く在籍する7市で実施されている外国人児童生徒の受入体制の充実を図る取組を支援しています。本取組の中には、学力の向上やアイデンティティの確立、多文化共生の実現をめざした実践研究などがあります。</p> <p>また、外国人児童生徒巡回相談員を配置し、要請のあった県内の小中学校等への訪問により、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導や学校生活への適応指導の他、外国人児童生徒等の保護者の相談に応じたり、外国の文化や生活についての情報共有を行い国際理解教育に取り組んだりしています。</p> <p>今後も日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加が見込まれることから、日本語指導や学校生活への適応指導の一層の充実を図っていきます。</p>
32	1-(2)	外国人児童生徒教育の推進	19	人口減少も少子高齢化も労働力不足も外国人の流入が解決策となる事は疑う余地がないので、三重県の、日本の良いところを残して外国人の住みやすい県に変わっていく事が急務ではないかと思う。 他の都道府県に先駆けて外国人を受け入れ、特に児童生徒に手厚い教育をしている事を発信して、外国人に寛容な町づくりを進める事で外国人にアピールし実現できると思う。(どこの国でも子供の教育には関心が高いはずである) その為に、家庭、学校、地域が外国人との共存をスムーズにする土壌を用意する必要がある。 子どもだけでなく大人も差別意識を持たないよう「教育」していかなければならない。	1	③	<p>県教育委員会では、外国人児童生徒巡回相談員を小中学校等へ派遣することにより、外国人児童生徒に対して、日本語指導や学校生活への適応指導等を行うなど、社会の一員として自立するために必要な力を身につけられるよう支援しています。</p> <p>巡回相談員は、外国人児童生徒の保護者の相談に応じたり、日本人と外国人の児童生徒がお互いの文化や生活について理解を深めるための国際理解教育に取り組んだりしています。</p> <p>また、県ホームページにおいて、外国人児童生徒教育の取組を発信するとともに、子どもたちや保護者が日本の学校制度等について理解し、安心して修学できるよう、多言語による冊子「日本の学校は、こんなところ」を掲載しています。加えて、財団法人三重県国際交流財団発行の日本語指導のテキスト等も掲載しています。</p> <p>今後もこれらの取組を充実し、すべての人が住みやすい県になるよう取り組んでいきます。</p>

意見番号	該当箇所（中間案ページ）		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
33	1-(2)	外国人児童生徒教育の推進	19	1	③	<p>県教育委員会においては、国事業を活用し、日本語指導が必要な外国人児童生徒が多く在籍する7市で実施されている日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣等の取組などを含めた、外国人児童生徒の受入体制の充実を図る取組を支援しています。</p> <p>また、外国人児童生徒巡回相談員を配置し、要請のあった県内の小中学校等への訪問により、日本語指導や学校生活への適応指導等にあたっています。令和元年度は、タガログ語の巡回相談員を1名増員し、ポルトガル語対応7名、スペイン語対応2名、タガログ語対応4名の13名での学校訪問を行っています。</p> <p>今後も外国人児童生徒の不安や悩みに寄り添った対応ができるよう、外国人児童生徒巡回相談員を計画的・効果的に学校へ派遣する等、日本語指導や学校生活への適応指導の一層の充実を図っていきます。</p>
34	1-(2)	外国人児童生徒教育の推進	19	1	③	<p>取組のなかで、「市町や学校」の文言が多数あり、その施策については、あたかも市町の責任であるように話がすすんでいる。このこと自体は、その通りであろうが、例えば、県立高等学校の入学選抜の要項は、いつまでたっても日本語のみであり、本当に県が市町を支援しようとしているか、疑問である。</p> <p>各中学校においては、各学校に翻訳する人が配置されているわけではなく、適応指導員が適宜、翻訳をしている状況がある。市町で一括して翻訳となると、適応指導員の責任問題が生じるため、難しい。要項をつくっている三重県が責任をもって、また、ユニバーサルデザインのもと、作成すべきである。「オール三重」の教育の推進は、市町ががんばればよという意味なのか。</p> <p>外国人児童生徒教育の推進、外国人児童生徒も、日本の生徒と同様に「失敗を恐れず夢と志をもって可能性に挑戦」する環境を県の責任においてつくってほしい。</p> <p>県立高等学校入学選抜の実施要項は日本語のみで記載していますが、外国人の方々に向けて公益財団法人三重県国際交流財団と共同で作成している、9言語（日本語（ルビ付き）、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、韓国朝鮮語、タイ語）によるガイドブック「高校進学ガイダンスガイドブック」(<a href="http://www.mief.or.jp/jp/guidance_guidebook.html">http://www.mief.or.jp/jp/guidance_guidebook.html</a>)にて、入学選抜を含めた県立高等学校の制度や奨学金等に関する情報を提供しています。</p> <p>また、県内在住の外国人の方々に向けた情報提供ホームページ「Mie Info」(<a href="https://mieinfo.com/ja/">https://mieinfo.com/ja/</a>)にて、県立高等学校入学選抜における海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠入学選抜について、5言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語）に翻訳し、掲載しています。</p> <p>ご意見を参考に、これらのウェブページについて、10月に実施する各中学校等の進路指導担当者を対象とした説明会において情報提供を行うとともに、翻訳や通訳を担う巡回相談員等の活用などにより、外国人児童生徒教育の推進に取り組んでいきます。</p>
35	1-(2)	外国人児童生徒教育の推進	20	1	③	<p>政府では新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設を踏まえつつ、平成30年12月25日に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめられ、外国の子どもの教育についても一層の充実を図ることとしています。こうした動きも踏まえ、文部科学省では、今後の外国人の子どもの教育の更なる充実のための施策に生かすため、今年度、外国人の子どもの就学状況及び就学促進に係る取組状況等に関する調査を実施し、令和元年9月下旬に調査結果の公表がされました。このような実態把握に関しては、施策の前提であることから「主な取組」の内容には明記していませんが、就学促進のためにも、現状を把握することは重要であると考えており、三重県としては、県独自で今後も定期的に調査を行い、不就学児の状況等を把握していきます。</p>
36	1-(2)	外国人児童生徒教育の推進	20	1	③	<p>プレスクールにおける教材の作成等については、環境生活部と連携して行っています。プレスクールの具体的な取組は市町が主体となるものですが、県としては市町の取組への支援や情報共有のための会議、研修の機会の提供等の取組を引き続き推進していきます。</p>

意見番号	該当箇所（中間案ページ）		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
37	1-(3)	幼児教育の推進	21			
			「幼稚園等から発達段階に応じて必要な資質能力を育んでいく必要がある」と示されているが、前段記載の「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」には、円滑な接続をおこなうために、幼児教育と小学校教育の違いの理解や、子どもの姿を共有すること、接続を意識したカリキュラムの作成、幼児児童の交流等が示されている。子どもたちに「到達目標」を求めるのではなく、保幼小の連携を主眼にとりくみをすすめるべきである。	5	③	御指摘いただきました「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」にあります「円滑な接続のために取り組むこと」の4つのポイントは、子どもたちに「到達目標」を求めるためのものではなく、保幼小が子どもの発達段階を相互に理解し、接続を円滑に行うためのものです。保幼小の円滑な接続に資する取組が、各施設において適切に実施されるよう、引き続き、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校等に対して、本手引きのさらなる活用やモデル事業の成果の普及に取り組んでいきます。
38	1-(3)	幼児教育の推進	21			
			「健康な心」「自立心」「規範意識」等の記載があるが、子どもたちのかかわりやこれからの成長のなかで、とても大切な「協力」や「かかわり」の視点がない。幼稚園の学び(遊び)は、集団で過ごすことが大切であり、そのなかでさまざまな力が育つものである。「協力」や「協同」または「他者とのかかわり」という文言をいれる必要があると考える。	1	②	「協力」や「かかわり」については、「めざす姿」の中で「協同性」として示し、その育成に取り組んでいくこととしています。「協同性」とは、友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになることをめざすものです。幼児教育は、子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人格形成の基礎を培うもので極めて重要であることから、三重県では、友だちと協同して取り組むこと等を含む小学校との接続期に育みたい姿を「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の中に示し、その実現に向けたカリキュラム等を各幼稚園等が作成して取り組んでいるところです。
39	1-(3)	幼児教育の推進	21			
			(令和元年10月からはじまった幼児教育・保育の無償化について)未満児も無償化にしてもらいたい。	1	③	幼児教育・保育の無償化についてはこれまでも段階的に進められてきましたが、理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という理由を挙げる方が多いことから、その範囲を一気に拡大することで、子育て家庭の負担軽減を図ることとなったものです。その対象としては、多くの子どもが幼稚園や保育所等を利用している3歳児～5歳児(0歳～2歳は住民税非課税世帯)とされました。※保育所や幼稚園の利用率(令和元年度 少子化対策白書より) 3歳～5歳 約97% 0歳～2歳 約36% 一方で、県内の待機児童の多くは0歳～2歳児が占めているという課題もあることから、県としては、まずはその解消に向けてしっかりと取り組んでいきます。
40	1-(3)	幼児教育の推進	21			
			幼児教育の目指す姿に、「体験をとおして」とある。これは幼児期の特性であり、それを大切にしていこうとすることが、小学校以降の学齢期に多くの大人が望んでいる「主体的に学ぶ」ことの基礎となると思う。そして、希望を持って自分自身で生き抜いていくことの土台になると思う。今、多くの幼児施設では、字が正確に書けるとか足し算の問題ができるという、小学校で学習することをどれだけ幼児期にできるようにしておくかということに焦点が当たっていると感じる。保護者もそうならなくてはいけない！と周りの空気から不安になる事もある。各家庭でそれを大切に幼児期から学習することはそれぞれの価値観でいいと思うが、教育施設ではめざす姿のとおり、体験をとおしてそれぞれの力が育まれるように、取組内容1, 2, 3の項目において実現するように取り組んでもらい、「主体的に学ぶ」基礎を十分に育んでもらえるように強く願っている。特に小学校の先生に幼児期の特性をよく知っていただく取り組みをしてもらいたい。	1	③	新しい幼稚園教育要領等においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、教育ビジョンの「めざす姿」で示したような健康な体や自立心等の項目が明示されています。これらはいずれも、幼児一人ひとりの特性の違いは前提としつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また、保幼小の円滑な接続についても示されており、そのことを踏まえ、三重県では、保幼小の接続を円滑に行うためのポイントや、保育・教育活動、指導の工夫例などを示した「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を作成し、幼稚園、認定こども園、保育所だけでなく、小学校等に配付しています。幼稚園、認定こども園、保育所において、「めざす姿」を踏まえた質の高い幼児教育の実践が、また、保幼小の円滑な接続に資する取組が、各施設において適切に実施されるよう、引き続き、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校等に対しての働きかけに取り組んでいきます。

意見番号	該当箇所（中間案ページ）	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
41	1-(3) 幼児教育の推進	21 現状と課題①について、10月から始まった無償化に伴い、預り保育利用者数や特別な支援を必要とする幼児の利用が増加し、預り保育専任の教諭がいない園が多い中、膨大な仕事量をこなすことができない現状がある。近年、公立幼稚園に支援を必要とする幼児の入園が増加している。支援の程度も重く、支援員が1対1でのかかわりが必要な子どもが増加しており、その保護者に対してもより丁寧な子育て支援が必要である。また、県内市町の公立幼稚園において、外国籍の子どもの入園が年々増加している現状がある。入園して間もない子どもも多数おり、日本語も分からず気持ちを理解することも難しく、園生活に慣れるまでにとても時間がかかり、通訳の先生も身近にいない状況がほとんどである。全ての子どもたちに質の高い保育を保障でき、インクルーシブ保育を実現できるよう、関係機関との連携に加え、園内の環境も整える必要がある。	2	③	インクルーシブの視点での保育の実現は重要であると認識しており、県教育委員会では、国籍に関係なく特別な支援を必要とする子どもたちの発達や子育てに関して、保健・福祉・教育等の関係機関が連携した相対対応や必要な情報の提供など、地域の実情に応じたネットワークが充実するよう市町に働きかけているところです。 また、幼稚園教諭等が各施設において特別な支援を必要とする子どもたちを含む、すべての子どもたちに対して適切な対応ができるよう、幼児教育・保育を担う人材の資質向上を目的とした研修の実施等に取り組んでいるところです。加えて、日本語指導が必要な子どもたちや保護者を支援するための巡回相談員を対象として特別支援に関する研修も実施しているところです。
42	1-(3) 幼児教育の推進	22 「幼児教育・保育を担う人材の資質向上」について、教諭・保育士が心身ともに健康で、充実した保育が行われている状態であれば、教育研究を行うことも難しい。教諭・保育士の資質向上のために、まず、現状をふまえた環境を整える必要がある。 また、公立幼稚園は園の減少や採用・代替教諭の不足という状況により、安定した公立幼稚園教育を行うことが難しくなっている。「人材確保」だけでなく、「定着促進」も必要である。	1	③	県教育委員会としては、幼児教育・保育に係る諸課題解決に向けた研修会や幼稚園教諭等が各施設における指導内容や指導方法に関する相互理解を深め、悩みや課題を共有できる合同研修会等をおして、幼児教育・保育のより一層の質の向上が図られるよう、引き続き、幼稚園、認定こども園、保育所等への支援を行っていきます。 なお、公立幼稚園等の人事管理は、任命権者である市町が所管する事項となります。
43	1-(3) 幼児教育の推進	22 既に計画・方針を策定した市町の変化を把握する動機を減らしてしまうと考えられることから、数値目標を市町の数ではなく「子どもの体験の機会・保護者の交流の機会」といった、独自の機会の累積数としてはどうか。独自の機会に先進的、または、効果的なものがあつたときに、三重県が早期に気づき、水平展開し易くなるほうが、県内全市町に計画・方針だけがある状態よりも望まれているはずである。	1	③	本指標は、「幼稚園教育要領」に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をふまえ、県内すべての幼稚園等で生きる力の基礎が育まれるよう、全ての市町で取り組んでいくために設定しました。 先進的・効果的な取組の水平展開につきましては、「主な取組内容」に示しているように、各市町が計画をもとに実践研究を進め、その実践例を県内に普及するよう努めていきます。また、「幼稚園教育要領」には幼稚園等が保護者同士の交流の機会を提供する等の地域における幼児期の教育センターとしての役割を果たすことも示されています。 県教育委員会としては、幼稚園、認定こども園、保育所等の幼児教育が質の高いものとなるよう引き続き支援していきます。
44	1-(3) 幼児教育の推進	22 31 子どもの成長に効果が期待されている野外体験教育(保育)についてだが、県土の多くに森林等の自然環境を抱えることを生かし、三重に根ざした教育の推進の一環として、SDGsに向けた取組からもう一步踏み込んだ「野外体験教育(保育)・森林環境教育・木育」を、幼児教育の項目に付け加えてはどうか。また、健康教育・食育・野外体験教育などとするのはどうか。	1	③	野外体験保育は、子どもの自己肯定感の向上に効果があるとされ、幼児期における自然体験をおとて、子どもの「生き抜いていく力」を育むものと認識しています。 このことから、野外体験保育を「野外を中心に地域の自然を体験活動に取り入れた保育や幼児教育」と定義し、平成28年度から野外体験保育に取り組みもうとする施設にアドバイザーを派遣し、県内どこでも野外体験保育が実施されるよう、昨年から核となる人材を育成するための講座を行っているところです。 受講者の中には森林環境の知識を有する方も講座に参加いただいでおり、今後も森林関係部署とも連携しながら野外体験保育の普及を進めていきます。

意見番号	該当箇所 (中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
45	1-(4)	人権教育の推進	23	1	③	<p>次期「教育ビジョン」では、めざす姿を「子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけています」としています。</p> <p>また、行動につなぐためには、人権問題を自分の経験やくらしと重ねて共感的にとらえたり、その問題が存在する社会に自分はどう向き合うかを考えたりするなど、自分と重ねて人権問題をとらえられるようにすることが大切です。</p> <p>今後も、三重県人権教育基本方針に基づき、一人ひとりが人権問題の解決を自分の課題としてとらえ、状況を変えようとする具体的な行動に結びつく人権教育を推進していきます。</p>
46	1-(4)	人権教育の推進	23	1	④	<p>平成25年度実施の「人権問題に関する教職員意識調査」の結果を見ると、「人権教育を進める上で間違わないか不安である」と感じている、20歳代、30歳代の教職員の割合が高いことが伺えます。</p> <p>このことを受け、三重県人権教育基本方針において、人権問題の解決のために取り組まれてきた実践や成果に学ぶことや、人権に関する自らの意識を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより、確かな人権感覚を身に付け、教育実践力を高める研修に努める等の取組を進めることとしています。</p> <p>今後も多くの経験豊かな教職員の退職が見込まれており、若手教職員の割合が相対的に増加します。そのような状況の中で、全ての教職員が確かな人権感覚と指導力を持って人権教育を進められるよう、個別的な人権問題に関する基本的な知識や人権学習指導資料等の活用に関する研修を経験年数に応じて実施するとともに、実践につながる情報提供および相談支援を行っていきます。</p>
47 48	1-(4) 2-(1)	人権教育の推進 主体的に社会を形成する力の育成		1	③	<p>基本施策3に特別支援教育の推進があるが、インクルーシブ教育の観点から、基本施策1及び2においてもインクルーシブ教育(交流や共同学習など)に関する記述がある事が望ましい。例えば(4)人権教育の推進や、(1)主体的に社会を形成する力の育成(ダイバーシティの観点)の中での記述を検討して欲しい。</p> <p>※インクルーシブ教育は本来、特別支援教育の中に留まるものではなく、障がいの有無に関わらず子ども達全体の教育の中で実現していくことが望ましいと思われる。</p> <p>人権やダイバーシティの観点から「インクルーシブ教育」をしっかり推進していく事が伝わるようにして欲しい。</p>
49	1-(5)	道徳教育の推進	26	1	③	<p>学習指導要領「特別の教科 道徳」に、「道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。」とあります。道徳科は全教育活動を通じて行う道徳教育の要であり、その授業を公開したり、道徳科での子どもたちの学ぶ姿を保護者や地域の人々に紹介したりすることは、学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域から得るために大切であることから選定しました。</p> <p>また、授業を公開し、参観した方からのさまざまなご意見をいただくことで、よりよい授業づくりにもつながると考えます。</p>

意見番号	該当箇所(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
50	1-(6) 読書活動・文化芸術活動の推進	27	2	③	<p>学校図書館が機能を十分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要となります。このため、平成26年に改正された学校図書館法においても、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。また、文部科学省は、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための地方財政措置がなされています。</p> <p>本県といたしましては、「学校図書館図書整備等5か年計画」に伴う地方財政措置を、各市町等において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めていきます。</p>
51	1-(6) 読書活動・文化芸術活動の推進	27	9	③	<p>学校図書館が機能を十分に発揮するためには、図書館資料の充実と、司書教諭及び学校司書の配置充実やその資質能力の向上の双方が重要となります。このため、平成26年に改正された学校図書館法においても、各学校に、学校司書を置くよう努めることが規定されています。また、文部科学省は、平成29年度から令和3年度までの5年間を期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、市町における学校図書館図書の整備及び学校司書の配置のための地方財政措置がなされています。</p> <p>県教育委員会としては、「学校図書館図書標準の達成」等の学校図書館の環境整備は、「読書に対する興味や関心を育み、主体的な読書習慣を確立する」ための取組の一つと考えています。そして、こうした取組が積み重ねられた結果として、「読書をする子どもたちの割合」が上昇するものと考え、これを数値目標としています。</p> <p>「学校図書館図書整備等5か年計画」に伴う地方財政措置を、各市町において積極的に活用いただくために周知を図るとともに、市町等教育委員会と連携し学校図書館を活用した教育の充実に努めていきます。</p>
52	1-(6) 読書活動・文化芸術活動の推進	27	1	③	<p>学校図書館を活用した授業等を行うために、教職員が知識や技能を身につける必要があります。現在、学校図書館を活用した計画的な授業を行っている県内小中学校の比率は、各市町等の積極的な取組により、増加してきています。本県では、こういった学校図書館を活用した授業の好事例についてのホームページ等を周知し、情報共有を行っているところです。</p> <p>また、新学習指導要領において、各教科における学校図書館の活用が盛り込まれていますので、新学習指導要領の説明会等において、具体的な図書資料の利用法を紹介するなど、学校図書館の利活用を働きかけています。</p> <p>県教育委員会としては、今後も市町等教育委員会と連携し、学校図書館を活用した教育の充実に努めていきます。</p>
53	1-(6) 読書活動・文化芸術活動の推進	27	1	③	<p>項目名は、読書活動と文化芸術活動をひとまとめにせず、独立させてはどうか。特に読書については予算・人員・時間を激増させるべきである。読書活動の振興こそが、三重県の最重要施策であり、読書によって他者の価値観や世界観を知ること、自己と他者の捉え方を深めるのだから、表層的な自己肯定感よりも大事である。</p> <p>平成16年の文化審議会答申「これからの時代に求められる国語力について」で示されたように、読書は、人類が獲得した文化であり、読書により、楽しく知識が付き、ものを考えることができ、読書習慣を身に付けることは、一生の財産として生きる力とも、楽しみの基ともなるものです。また、子どもたちをとりまく環境が大きく変化してきている中、子どもたちのもの見方・考え方を深め、豊かな想像力を育むうえで、読書の意義はますます大きくなっていると考えております。</p> <p>読書活動の振興は最重要施策とのご指摘を貴重なご意見と受け止め、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で読書活動の推進を図ることができるよう、学校図書館等の読書環境の充実や子ども読書活動に関わる方の人材育成及び読書活動推進のための普及・啓発に努めていきます。</p>

意見番号	該当箇所（中間案ページ）		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
54	1-(6)	読書活動・文化芸術活動の推進	28			<p>読書は、子どもたちが、言葉を学び、感性を磨き、思考力・判断力・表現力を高めるうえで重要な活動です。学習指導要領にも、学校図書館の積極的な利用および児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動について記載する等、これからの子どもたちにとって読書活動が重要なものであることが示されています。</p> <p>本県としては、子どもたちの読書活動を、時代の変化に対応した、より発展的なものにしていきたいと考えており、これまでも読書習慣の確立を目指した様々な読書活動を推進してきました。朝の読書等、学校の実情に応じて実施している学校もあります。これから市町等教育委員会と連携し、日常的な読書習慣の確立をめざし、様々な読書機会を提供するなど、読書率向上につながる取組を進めていきます。</p>
55	1-(7)	体力の向上と学校スポーツの推進	29			<p>学習指導要領の教科の目標において、小学校では、「(3)運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るく生活を営む態度を養う。」、中学校では、「(3)生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。」と示されており、学習指導要領解説には、「(生涯にわたって)運動に親しむとは、それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、その楽しさや喜びを味わう(味わおうとする)…」と明記されていることから、「運動の楽しさ」としています。</p> <p>また、「生涯にわたって」については、「自ら進んで運動する習慣を身につける…」の「習慣」に、「生涯にわたって」の意味を含めています。</p>
56	1-(7)	体力の向上と学校スポーツの推進	29	10	③	<p>学校における部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものです。</p> <p>部活動の設置数については、学校規模等に応じた指導体制や活動場所等を考慮し、生徒の希望を実現できるよう、総合的に判断していく必要があると考えます。</p> <p>少人数の部活動への配慮として、従来から県中学校体育連盟および県高等学校体育連盟では、他校との合同チームにより大会参加が可能となるよう規定しているとともに、平成30年度に策定した部活動ガイドラインでは、合同チームの編成を検討・実施するにあたって、当該校の校長・指導者間において、練習時間、練習場所、指導体制等を十分考慮・確認し、生徒、保護者の理解のうえで進めることが必要であるとしています。</p> <p>今後はスポーツ活動の機会確保に向けて、部活動の意義や地域スポーツとの連携等について議論が必要だと考えていますが、三重県だけで解決できない高校段階については、国の検討状況も注視しながら検討を進めていきます。</p> <p>また、教員の負担が大きくなっている課題については、外部のスポーツ人材の効果的な配置に取り組むことも教育ビジョンに記述しました。</p>
57	1-(7)	体力の向上と学校スポーツの推進	29	1	③	<p>勤務している学校では、2019年度のクラス減による生徒数の減少に伴い、部活動の顧問数が減らされた。現実問題として致し方ないと思うが、減少の対象となったのが、実績も豊富にあり、活動も活発で、毎年の部員数も決して少なくはない、二つの部活動であった。私は、この減となった部活動を希望し続けているが、期待が薄れる一方だと感じている。このような部分も注視していただくよう、よろしく願いたい。</p>

意見 番号	該当箇所（中間案ページ）		中間案に対するご意見	件数	対応区 分	ご意見に対する考え方
58	1-(7)	体力の向上と学校 スポーツの推進	30	1	③	<p>部活動は、子どもたちが学級や学年をこえて、共通の目標を持ちながら、協調性や思いやり、一体感を培うとともに、切磋琢磨することをおして、達成感や充実感が得られるなど、生徒の成長に大きく資するものです。</p> <p>三重県部活動ガイドラインは、スポーツ医・科学の観点に基づき休養日・活動時間を定めるなど、部活動に参加する全ての子どもたちが心身の健全な成長と充実した学校・家庭生活を送ることができるよう、県の指針として策定しました。</p> <p>一方、国体等の全国規模の大会で県内選手が活躍できるよう、強化指定校には遠征費等を補助する強化活動の支援が行われ、少年種別の競技力向上に向けた指導者の指導力の向上や意識改革を図るコーチアカデミーを実施しています。</p> <p>この双方の取組は、部活動ガイドラインで定める活動時間内に効率的・効果的な部活動指導を行うことによって両立できると考えています。</p> <p>なお、競技団体から推薦を受けた特定の選手やチームが参加する国体等の強化活動は、長時間に及ぶ場合もありますが、基本的には学校の部活動と切り離して整理しています。</p>
59	1-(7)	体力の向上と学校 スポーツの推進	30	1	③	<p>「体力の向上と学校スポーツの推進」の施策では、技術指導を行う運動部活動サポーターと単独での指導や引率が可能な部活動指導員の両者をあわせて「地域人材」という表現を用いています。</p> <p>過去には部活動指導員の導入に伴って、運動部活動サポーターの人数を調整したことがありますが、両者を合わせた人数としては拡充してきています。今後とも、効果的な配置に取り組んでいくこととし、毎年度の予算議論のなかで具体的な配置数について検討していきます。</p>
60	1-(7)	体力の向上と学校 スポーツの推進	30	1	③	<p>三重県部活動ガイドラインに基づく部活動運営にあたり、「参加する大会等が多く、週休日の活動の制限が困難である。」や「競技力向上を目的に多くの練習試合や遠征を必要と考え、長時間を費やしている実態がある。」ことから、ガイドラインが守られていないという意見があります。</p> <p>このため県教育委員会では、部活動における参加大会の在り方等を協議するワーキング会議において、適切な参加大会数や大会の運営改善について協議を進めるとともに、短時間で効率的・効果的な部活動指導が行えるよう、部活動指導者が具体的な技術指導等を学ぶ研修会を実施していきます。</p> <p>また、部活動本来の目的とガイドラインの趣旨の理解促進に向けて、部活動顧問を対象とした運動部活動スキルアップ研修会で改めて周知するほか、リーフレットを作成、配付し保護者への説明にも努めていきます。</p>
61	1-(7)	体力の向上と学校 スポーツの推進	30	1	③	<p>中学校では、部活動などの課外活動の指導が1週間あたり7.5時間で諸外国と比べて突出して長く、部活動顧問の時間外労働を軽減することは、喫緊の課題であると考えています。</p> <p>このような課題をふまえ、三重県部活動ガイドラインに基づいた適切な部活動運営の推進や、地域人材の活用および地域スポーツの充実を主な取組に挙げています。</p>



意見番号	該当箇所(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
62	1-(8) 健康教育・食育の推進	31 <p>性教育の充実を強く求める。  日本は性教育後進国とも言われている。  特に、2003年頃の性教育バッシング以降は停滞しており、学校・教員による差も大きく感じている。学習指導要領の内容だけでは、子どもたちを守るができない。現行の学習指導要領では、義務教育で避妊や中絶は学習しないし、妊娠の経過は取り扱わないとされている。しかし、現実として10代の妊娠は、三重県内だけでも年間400件ほどある。学習指導要領をこえることも視野に入れた性教育が必要と感じている。  性教育というと望まない妊娠や性感染症を防ぐ、という話だと思われがちであるが、LGBTなど多様な性があること、いのちや自他を大切にすること、男女共同参画のことなどを学ぶ。そのため、性教育は“人権教育”だと思っている。  また、将来設計の一環として性について学ぶこと(妊娠・出産・育児・避妊等)は“キャリア教育”でもある。  “防犯安全教育”も、性と大きく関係している。日常生活の中でも、SNSでも、子どもの性を狙った犯罪が多発している。子どもを性犯罪から守るという視点を重視した防犯安全教育をお願いしたい。  私は県内の小学校・高等学校で養護教諭をしていたが、早期退職をして、現在は性の出前授業や講演会をしている。養護教諭として勤務する中で、性の問題を目の当たりにし、十分な教育がされず、傷ついたり傷つけたりしてしまった子どもたちに出会ってきた。少しでもそれを減らしたいという思いで、今の活動をしている。その活動の中でも、いじめ、暴力、虐待、貧困、SNS、さまざまな問題が性の問題と深く関わっていることを実感している。  今後の三重県の教育施策を考えるうえで、性教育も重視していただき、様々な教育と関連づけて取り組んでいただくことを強く願っている。</p>	1	①	性に関する指導について、保健体育等の教科や学級活動等の特別活動等において実施していく等、主な取組内容における記述を修正します。
63	1-(8) 健康教育・食育の推進	31 <p>子どもたちが、自らの人生や家族の大切さを考えるときに、この文言だけをとりあげて記述するのは、偏っていると感じる。「いのち」の尊さ、誕生、生きる、生命、健康と病気、というふうに学びを深める中で、「望まない妊娠」や「性感染症の予防」という項目があるべきではないだろうか。</p>	1	③	現状と課題の⑦では、性に関する指導の内容について記述しており、望まない妊娠や性感染症を予防するだけではなく、性に関する指導を通じて、子どもたちが自らの人生や家族の大切さについて考え、行動できる力を育むことが重要であることから、このような記述としています。
64	1-(8) 健康教育・食育の推進	31 <p>「健康教育・食育の推進」の施策に対して、目標が歯磨き指導とフッ化物洗口だけでは不十分ではないか。子どもたちが自分の健康について考える様子や生活習慣の変容などを指標にする方が適切ではないか。</p>	1	③	歯と口の機能は、栄養の摂取等生命の維持に不可欠であるだけでなく、生活の向上にも結びつくものであることから、歯と口の健康づくりは、生涯にわたり健康で充実した生活を送るための基礎となる重要な取組です。 しかしながら三重県では、子どもたちの一人あたりの平均むし歯数であるDMF指数が、全国平均と比べ高い状況が続いており、大きな課題ととらえています。そこで、歯と口の健康づくりの中心となる取組である歯みがき指導およびフッ化物洗口を指標とし、優先して進めたいと考えます。

意見番号	該当箇所（中間案ページ）		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
65	1-(8)	健康教育・食育の推進	31	13	③	<p>歯科疾患の予防については、正しい歯みがき習慣の意識づけや確立、食習慣の改善に加え、フッ化物に関する学習や利用も重要であり、学校や地域の実情に応じて効果的に行われるよう、市町教育委員会と連携して取り組んでいます。</p> <p>フッ化物洗口は、実施法が確立されており、全国の保育所(園)、幼稚園、学校において、多くの園児・児童生徒を対象に、安全に実施されています。万が一、洗口液1回分を誤って飲み込んで健康上の問題はなく、アレルギーを起こしたり、悪化したりすることはありませんし、洗口液を捨てることで環境汚染となることもありません。</p> <p>家庭においてむし歯予防を実施することは大切なことですが、家庭環境によっては、正しい食事や歯みがきの習慣が確立されておらず、多数のむし歯のある子どもたちも見受けられます。こうした中で、学校において、集団でフッ化物洗口を実施することは、すべての子どもたちに効果をもたらす有効な手法であると考えています。</p> <p>また、学校等でフッ化物洗口を実施する場合、説明会等で正しい情報を伝え、保護者に希望の有無を確認しますので、家庭で話し合ったうえで、実施するかどうか選択することができます。</p> <p>本県では、みえ歯と口腔の健康づくり条例における基本的施策として、「学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進」が定められているところであり、教育ビジョンにも明記して、フッ化物洗口の安全性等について正しく理解してもらえるよう周知に努め、子どもたちの歯と口の健康づくりに取り組んでいます。</p>
66	1-(8)	健康教育・食育の推進	32	1	①	<p>妊娠・出産だけではなく、子どもたちが性と生について考え、自他を大切にすることができるよう、学校教育活動全体を通じて性に関する指導の取組を進めていく旨、記述を修正します。</p> <p>また、妊娠や出産には適する時期があり、ライフデザインを考えるうえで妊娠や出産等の正しい知識を学ぶことはとても重要ですが、人生設計には様々な選択肢があり、どれも大切なライフデザインであることに留意していく必要があると考えています。</p>
67	1-(8)	健康教育・食育の推進	32	1	③	<p>県教育委員会では、子どもたちが自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけることをねらいとして、朝食メニューコンクールを実施しており、取組を通じ、朝食摂取の重要性等について、家庭や地域への啓発を図っています。</p> <p>朝食摂取を含む望ましい生活習慣の確立に向けた取組の状況については、市町の担当者会議等で情報交換・発信を行い、先進的な事例の普及に努めています。</p> <p>今後も家庭、地域等に対して、朝食摂取の重要性を伝える広報活動を行うなど、普及啓発に取り組めます。</p>
68	1-(8)	健康教育・食育の推進	32	1	③	<p>土地の産物を使って独自の料理法で作られ食べ継がれてきた郷土食や、日本古来から行われてきた行事にちなんだ食べ物である行事食は、子どもたちが地域の産業や文化に関心を持ち、郷土への理解を深め、食料の生産、流通、消費など食料事情等について理解するなど、教育的効果が期待されるものです。各学校では、地場産物やその生産者への関心や理解が深まる郷土の食材を活用したり、農業体験等の活動を行ったりするなど、家庭、生産者、地域、大学・研究機関、企業等さまざまな主体と連携して、食育を行っています。</p> <p>さらに、学校給食に地場産物や郷土料理、行事食を取り入れ、教材として活用した食育を行う「みえ地物一番給食の日」の取組も進めています。</p> <p>これらの取組を通して、引き続き地域の伝統的な食材や食文化を継承していくことができるよう努めていきます。</p>

意見番号	該当箇所(中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
69	1-(8)	健康教育・食育の推進	32			<p>歯と口の機能は、栄養の摂取等生命の維持に不可欠であるだけでなく、生活の向上にも結びつくものであることから、歯と口の健康づくりは、生涯にわたり健康で充実した生活を送るための基礎となる重要な取組です。</p> <p>睡眠や食事等の望ましい生活習慣の確立は、子どもたちが生涯にわたり健康で充実した生活を送るための重要な目標ですが、三重県では、子どもたちの一人あたりの平均むし歯数であるDMF指数が、全国平均と比べ高い状況が続いており、大きな課題であることから、むし歯予防を含む歯と口の健康づくりの取組を指標とし、優先して進めたいと考えます。</p>
70	1-(8)	健康教育・食育の推進	32			<p>食育の推進において、子ども食堂や環境問題の視点から「食品ロスの削減」「エンカル消費」に関する言及があっても良いと思う。</p> <p>① 主な取組内容に、食料の大切さへの理解を深める旨を追記します。</p>
71	2-(1)	主体的に社会を形成する力の育成	35			<p>労働基準法で定められたルールを知らずに、不当な条件でアルバイトをしている子どももいる。労働や社会保障制度に関する知識を身につけ、生涯にわたる自己の生き方や働き方について考える力を育むことは重要である。労働の尊厳について考えることや労働者の権利等について学習する機会が保障されるよう、カリキュラムに労働教育の視点をとり入れることが必要である。</p> <p>③ 高等学校では、現代社会(新学習指導要領では公共)等の科目で、働くことや職業、雇用のあり方、労働問題等について学んでいます。また、違法な時間外労働や賃金の不払い等のトラブルに直面した場合に適切な行動をとることができるよう、労働保護立法を学び、トラブルを解決するための様々な相談窓口についても学んでいます。さらに、国民の勤労権の確保やワーク・ライフ・バランスがとれるような働き方、社会保障制度の意義や役割等について学び、労働の尊厳や労働者の権利等について考えるようにしています。</p> <p>教育ビジョンに直接の言及はありませんが、子どもたちが望ましい勤労観・職業観や勤労を尊ぶ精神を身に付けることができるよう、今後も取組を推進していきます。</p>
72	2-(1)	主体的に社会を形成する力の育成	35			<p>小学校期は、主体的な行動、社会や環境への興味をととして、消費者としての素地の形成が望まれる時期です。したがって、小学校期においては、社会科や家庭科等において、買い物の仕組みや工夫、売買契約の基礎の理解や、消費者の役割についての態度を育成することをめざします。</p> <p>中学校期は、行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期です。したがって、中学校期においては、社会科や技術・家庭科の家庭分野等において、個人や企業の経済活動における役割と責任の理解や、自立した消費者として責任ある消費行動についての態度の育成をめざします。</p> <p>高等学校期は、生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期です。高等学校期における消費者教育は、家庭科や公民科等において、契約の重要性及び消費者保護の仕組みの理解を深めることや、倫理的消費(エンカル消費)等の消費行動を実践できる態度の育成をめざします。</p> <p>以上の内容については、家庭科や社会科および公民科だけでなく、SDGsの観点を重視した学習や特別活動等においても取り組んでいきます。</p> <p>校長は、児童生徒に消費者市民社会の実現のために主体的に行動できる力を養うために、リーダーシップを発揮し、学校の教育活動全体をととした消費者教育の充実に向けていきます。</p> <p>③</p>

意見 番号	該当箇所（中間案ページ）		中間案に対するご意見	件数	対応区 分	ご意見に対する考え方
73	2-(1)	主体的に社会を形成する力の育成	36 数値目標を取組の累積数としてはどうか。	1	④	高等学校においては、主体的、対話的で深い学びを重視し、これからの社会の形成者としての資質・能力を育成することをめざしています。 現在一部の高等学校では、社会的課題の解決に向けた考えを深める話し合い活動を実施していますが、特定の学校のみでなく、取組が多くの学校に広がることをめざし、数値目標を設定しました。
74	2-(1)	主体的に社会を形成する力の育成	36 PBLの推進について、より具体的かつ実効力(解決力)のある「ビジネス教育の推進」に対する言及が欲しい。	1	③	本施策では、地域の方々や職業人など多様な人々と関わりながら、地域の特色や産業を題材として取り組む課題解決型学習(PBL)を推進することとして、課題の設定にあたっては、生徒自身による主体的な課題発見が大切だと考えています。 このことから、特定の分野における課題や取組内容をお示してはおりませんが、生徒が活動を進めていく過程において、ビジネス等社会に出て必要となる資質・能力を身につけていくことになると考えています。
75	2-(2)	キャリア教育の充実	37 「発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進」について、ポートフォリオを使った教育の推進は、キャリアパスポートのことを指していると思うが、高校までの取組であることから、県教委が作成していかなければ、ばらばらのものが出来上がると思うがその方向性はあるのか。	1	③	「キャリア・パスポート」は児童生徒自らが記録し、振り返ることで、将来への展望を描くためのものであり、発達段階や各地域・各学校における実態に応じ、柔軟に様式を設定することが重要です。 そのため、県教育委員会では、「キャリア・パスポート」の共通様式を定める必要はないと考えています。
76	2-(2)	キャリア教育の充実	38 数値目標を「県内の離職率」としてはどうか。	1	④	本県では、子どもたちが学校での学習と自分の将来との関係に意義を見いだして学ぶ意欲を高めるとともに、学校での学びが社会に役立てられるよう、子どもの発達段階や地域の実態に応じた組織的・系統的なキャリア教育を推進しているところです。数値目標は、子どもたちが目標を定め、先を見通して行動できる力はこれからの社会において必要な力であることを考え、設定しました。

意見番号	該当箇所（中間案ページ）		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
77	2-(3)	グローバル教育の推進	39	3	②	<p>④に対応する取組としては、ALT(外国語指導助手)やCIR(国際交流員)等との交流を通じて、異なる文化を持った人々とのコミュニケーションを促進するとともに、子どもたちが、互いの国・地域の食文化や伝統行事等を紹介し合う取組や地域に暮らす外国人の方との交流など、本県の特色を活かした多文化共生教育を推進することを基本施策2(3)グローバル教育の推進の取組内容1に掲げているところです。</p> <p>このほか、県では、日本語指導が必要な児童生徒の日本語指導や学校生活への適応指導にあたる外国人児童生徒巡回相談員を県内の小中学校等へ派遣し、外国の文化や生活についての国際理解教育に取り組むことで、児童生徒が互いの文化の違いを認め合い、協力しながら社会を創っていく力を育む支援をしています。(基本施策1(2)外国人児童生徒教育の推進)</p> <p>小中学校における外国人指導助手につきましては、各市町教育委員会が主体となり、任用や確保をすすめていますので、教育ビジョンでは直接的には、触れていませんが、主な取組内容において、「異なる文化を持った人々とのコミュニケーションを促進」することを記載しています。</p>
78	2-(3)	グローバル教育の推進	40	1	③	<p>令和2年度の新学習指導要領全面実施に伴い、小学校中学年に外国語活動が、小学校高学年に外国語科が導入されます。中学年では、移行期間から引き続き、国から新教材“Let's Try!”が配布され、デジタル教材等を使用することができます。高学年においては、各地区で採択された教科書が使用され、それぞれの教科書には、視聴覚教材等が用意されており、これらを活用することができます。県教育委員会としては、研修会等を通じて、視聴覚教材を含め、教科書を効果的に使用した授業改善に取り組んでいきます。</p> <p>また、ALTについては、各市町教育委員会が主体となり、任用や確保を進めているところです。</p> <p>そして、小学校英語の教科化に向けた体制整備を図るため、令和元年度は、小学校英語専科教員を配置するとともに、小学校英語指導充実のための非常勤講師を配置しています。</p> <p>引き続き、国に対して小学校英語に係る教員の拡充を要望するとともに、非常勤講師の配置に努めていきます。</p>
79	2-(3)	グローバル教育の推進	40	1	③	<p>実践的に英語を使用できる環境としては、授業において、児童生徒が実際に英語を使用して、互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動と考えています。言語活動を授業の中心に設定するなどの授業改善が進むように取組を進めています。</p> <p>具体的には、小中学校教員を対象にした授業改善の研修や、各市町教育委員会等の指導主事を通じて、新学習指導要領の求める英語教育の内容について周知徹底を図るなどの支援を行っていく予定です。</p> <p>今後も、小中学校等において、言語活動を中心とした授業改善を進め、児童生徒の「聞くこと」「読むこと」「話すこと(やり取り・発表)」「書くこと」の力をバランスよく育てていく取り組みます。</p>
80	2-(3)	グローバル教育の推進	40	1	③	<p>新学習指導要領では、小・中・高等学校で各発達段階に合わせた「コミュニケーションを図る資質・能力の育成」という共通の目標のもと、英語教育を進めています。そこで、数値目標としては、これらの学びを通じて培った、高等学校卒業段階の生徒の英語力を数値目標としました。</p>

意見番号	該当箇所(中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方			
81	2-(4)	知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成	41			「STEAM教育の推進」について、STEAM教育を具体的にどう進めるのか。時間数確保や教育内容等、学校のカリキュラム編成の負担にならないか。	1	③	STEAM教育により、他者と協働しながら新たな価値を創造できる資質・能力を育成するため、「知る(知識・技術の習得)」と「創る(未知の課題や解決策を見出す)」とが循環する学びを研究する必要があると考えています。 具体的には、教科・科目、総合的な探究の時間、課題研究等において、学習活動がより探究的になるよう、企業や大学等の先端技術や科学的なデータも活用しながら、課題解決型学習を実践します。 そのため、教育内容や教科横断的で実践的な学びにつながる教育課程についても研究を推進していきます。
82	2-(4)	知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成	42			「プログラミング教育の充実と情報活用能力の育成」について、計画的なプログラミング教育の実現に向けて、カリキュラム例などが記載された手引き等を作成していただきたい。	1	③	教育課程は、各学校において編成するものとされており、プログラミング教育のねらいをふまえて、学校の教育目標や児童の実情等に応じて工夫して取り入れていくことが求められています。 各校において計画的にプログラミング教育を実施できるよう、県教育委員会では、プログラミング指導者育成研修の受講者の実践事例集(97事例)を編集製本し、県内全市町教委へ配付するとともに、県内小学校教員がダウンロードできるようホームページ上にPDFファイルで提供しています。また、令和元年9月26日付け「プログラミング教育の実施に係る取組状況等に関する調査の結果について」において、「プログラミング教育を実施した(実施予定も含む)単元や使用する教材等」を学年、教科等毎にまとめて情報提供するなど、支援を行っています。 さらに、文部科学省・総務省・経済産業省によるWebサイト「未来の学びコンソーシアムによる『小学校を中心としたプログラミング教育ポータル』」において、実施事例や教材が示されています。 これらを参考にしながら、各学校において、プログラミング教育を実施する場面を、教育課程全体を見渡しながら適切に位置付け、必要に応じて外部の支援も得つつ、実施していただきたいと考えています。
83	2-(4)	知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成	42			数値目標を実社会の問題発見・問題解決の取組の累積数としてはどうか。	1	④	実社会での問題発見・解決に生かしていく素地を培うものとして、教科横断的な学習活動が重要であると考えています。その取組が、特定の学校のみでなく、多くの学校に広がることをめざし、数値目標を設定しました。
84	3	特別支援教育の推進	44			共生社会の実現のためには、「障害」のある子への個別の支援だけでなく、ともに学べる環境づくりが不可欠である。「障害」の有無にかかわらず、ともに学ぶことを前提とした授業形態や指導方法の工夫・改善を図るための施策が必要である。全体的にインクルーシブ教育の視点が弱いと考える。子どもたちが社会のなかで多くの人々とともに生き、未来にむかっていくためには、学校がともに学ぶ場となること、ともに学ぶことを前提とした学校づくりが大切である。「交流等を通して共に学ぶ」とあるが、「交流」だけではなく、子どもがたがいがいにつながりあい、かかわりあうインクルーシブ教育をめざすべきと考える。	7	①	ご意見をふまえ、共に学ぶという視点から、「基本施策のめざす姿」および「主な取組内容」を修正します。

意見番号	該当箇所(中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
85	3	特別支援教育の推進	44 共生社会の実現のためには、学校がともに学ぶ場であることを前提とした学校づくりが必要である。「障害」のある子への個別の支援だけでなく、ともに学ぶ環境づくりが不可欠である。子どもたちがたがいにつながりあい、かかわりあうインクルーシブ教育をめざすことが大切だ。「障害」の有無にかかわらず、ともに学ぶことを前提とした授業形態や指導方法の工夫・改善をはかるための施策が必要である。 三重の学校教育においては、これまで「ともに生き、学ぶことを大切にした教育実践」が数多く積み重ねられてきた。これらは、これからの「生きづらい時代」にむけても非常に大切な視点となるはずである。子どもたちはちがう考え方や、ちがう価値観と出あうことから気づき、そこから行動を変容させていく。また、様々な考えを出しあうことで、困難や課題を乗り越えていくことができる。ちがうものどうしが集まることで、それが豊かさとなる教育活動をおこなっていくことに価値をおいた記述がほしい。	2	③	共生社会の実現に向けては、障がいの有無に関わらず、全ての子どもが互いに尊重し合い、よさを認め合えることが大切であることから、基本的な考え方で、障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要であることを記載しています。 また、施策(1)では、 ・特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもが、互いに尊重し合い、よさを認め合える人間関係を育むことが大切であること ・全ての子どもたちが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を一層推進すること ・互いを理解し共に支え合う関係が築ける学級づくりを進めることを記載しています。
86	3	特別支援教育の推進	44 インクルーシブ教育についての視点が弱いと考える。特別支援が必要な子が、すべての教科を協力学級でし、担任がその支援につくことは、認められていない。情緒障害の児童は、知的には問題がないので授業を理解することはできるが、集中しづらかったり気分のむらがあったりする。そこを支援できれば学習についていけることが多いため、特別支援学級で学習しなくてもいい状況が多い。もっと現場の様子や児童、保護者の思いに柔軟に対応できるような文言にしてもらいたい。	1	③	特別な支援を必要とする子どもたちが、最も適切な学びの場において、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できることが大切です。就学時に決定した学びの場については固定したものではなく、発達や障がいの状態、適応状況等を踏まえ、本人・保護者の思いを十分に尊重したうえで、一人ひとりの教育的ニーズに応じて市町教育委員会が総合的に判断しています。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場から、最も適切な学びの場が選択できるよう、本人・保護者と十分に合意形成を図っていただきますようお願いいたします。
87	3	特別支援教育の推進	44 企業への就職率ではなく定着率を目標に掲げる方がよいのではないか。	1	③	特別支援学校では、本人・保護者の思いに寄り添った丁寧な進路支援を進めるとともに、働き続けることができるよう、関係機関と協力した定着支援を進めています。 就職先についても、職場実習を繰り返す中で、本人の適性を企業等にもご理解いただき、無理のないよう進めています。今後も、本人の気持ちも十分に聞き取ったうえで進めていきます。
88	3	特別支援教育の推進	44 どの項目においても「障害のある子どもたちと障害のない子どもたち」と障害の有無で二分化した書き方になっている。しかし、現代の子どもたちの特性は多様化しており、障害の有無で二分化することはできない。二分化した書き方ではなく、「すべての子どもたちがともに学ぶ」といった書き方で統一すべきではないか。	1	③	教育ビジョンでは、三重の教育における基本方針として、誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現を挙げています。 その中でも、特に、特別な支援を必要とする子どもたちへの施策として、施策3に記載している施策3-(1)では、全ての子どもが、「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう授業のユニバーサル化を進めることや、互いに尊重し合い、よさを認め合える人間関係を育むことが大切であることを記載しています。

意見番号	該当箇所 (中間案ページ)			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
89	3-(1)	一人ひとりの学びを支える教育の推進	45	「一人一人」ではなく、「一人ひとり」という文言にした意図は何か。	1	③	教育ビジョンにおける文言の使用等にあたっては、教育ビジョンと同様に現在策定を進めている「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」、次期「三重県教育施策大綱」における用例を参考としています。
90	3-(1)	一人ひとりの学びを支える教育の推進	45	合理的配慮について、「26ページ参照」とあるが、文言説明の記載は24ページにある。	1	①	「24ページ参照」に修正しました。
91	3-(1)	一人ひとりの学びを支える教育の推進	46	「切れ目ない支援体制の充実」について、支援情報ファイルとは、パーソナルカルテのことなのか。	1	①	支援情報ファイルはパーソナルカルテのことです。県教育委員会では、平成24年度からパーソナルカルテを活用し、支援情報が切れ目なく引き継がれるよう、取組を進めてきました。活用数は年々増加していますが、乳幼児期からの支援情報が記載でき、本人・保護者にとってより使いやすいものになるよう、今年度中に再構成し、「パーソナルファイル」と名称変更する予定です。
92	3-(1)	一人ひとりの学びを支える教育の推進	46	センター的機能として、特別支援学校が主催する研修会等を地域の小中学校の特別支援学級または通常の学級担任へ紹介していただくのはありがたい。今後は、地域の小中学校の特別支援学級または通常の学級担任を対象とした研修会も開催してほしい。	1	③	特別支援学校のセンター的機能として、県内の地域ごとに研修会の実施や、小中学校等への支援、特別支援学校での授業体験、授業研究等の公開等を行っています。今後も引き続き、特別支援学校のセンター的機能として、小中学校等への支援に努めていきます。



意見番号	該当箇所（中間案ページ）		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方	
93	3-(2)	特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	47	学習指導要領では「自立と社会参加」という表記が多いが、「自立と社会参画」という文言を使用した意図は何か。	1	③	特別支援学校で学ぶ子どもたちが、卒業後、居住する地域で、より積極的に社会と関わっていくことをめざして「自立と社会参画」という文言は、現行ビジョンでも使用しており、引き続き、次期ビジョンにおいても同様の表現としました。
94	3-(2)	特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	47	「特別支援学校には、日常的に医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍しており…」とあるが、地域の小中学校にも日常的に医療的ケアを必要とする子どもたちがいることを文言として、(1)のどこかに表記してほしい。	1	①	ご意見をふまえ、施策3-(2)の主な取組内容を修正します。
95	3-(2)	特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	48	「交流活動等を通じた特別支援教育の理解啓発」について、交流及び共同学習について、保護者及び本人の意向を踏まえた居住地校交流を進めるような内容に修正してほしい。	1	①	ご意見をふまえ、施策3-(2)の主な取組内容を修正します。
96	3-(2)	特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	48	「特別支援学校における学習環境づくり」について、スクールバスに1時間以上乗車して特別支援学校に通うことが無いように、児童生徒の負担を考えると、「…スクールバスの配備…」を「…スクールバスの増車…」としてほしい。	1	③	特別支援学校のスクールバスについては、毎年運行経路の見直しを行うとともに、児童生徒数の増加に対応するための増車や老朽化に対応した更新を進めているところです。引き続き、増車を含めた計画的な配備を行っていきます。

意見番号	該当箇所（中間案ページ）		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方	
97	4-(1)	いじめや暴力のない学校づくり	51	子どもたちのなかには、あるがままの存在を認められない子ども、周りの空気を読むことにつかれている子ども、やり場のない思いから周りや自分自身を傷つけてしまう子ども等がいる。教員が子どもたちの行動や言葉のわずかな変化に気づき、子どもの精一杯の訴えをとらえられるよう、普段からしっかりと子どもたちの声を聴き、子どもをよき見て、職員間で情報を共有することが何より大切である。	4	③	いじめや暴力・不登校は、どの学校、どの子どもにも起こりうるものであるという認識に立ち、早期に発見し、早期に対応することが重要です。 特にいじめについては、子どもたちを守るため、被害性に着目した積極的な認知を進めるとともに、一部の教職員が一人で抱えることなく組織としての対応が適切になされていくことが大切です。いじめの訴えがなくても、日常の児童生徒の言葉のやり取りや、態度の中に、いじめにつながることはないか等の意識を教職員が持つこと等により早期発見・早期対応に努めていきます。
98	4-(1)	いじめや暴力のない学校づくり	51	学校でネット利用に関する話がされているが、本人たちは全く真剣に考えていないように思う。中学生の息子は、オンラインゲームのあったこともない相手には丁寧に挨拶するのに、親をバカにするような態度をとることがあった。人としてのマナー・ルールはネットの中だけでなく、日常から違うものだということがわかっていない。	1	③	現在、オンラインゲームを含むSNSなどで出会った人とのトラブルが増えています。自分の話や悩みを聞いてくれたり、同じ趣味で話が合うからといって、会ったこともない見ず知らずの人を信用してしまうことで、生命、身体に関わる犯罪の被害者となるような、深刻な事件に巻き込まれる危険性があります。 こうしたことを他人事ではなく、自分事として捉え、自分が困ったときに本当に一緒になって親身に考えてくれる親の存在について、一度お子さんと話し合ってみるのも良いと思います。その上で、スマートフォン等、SNSの使い方に関するご家庭でのルール作りにもぜひ取り組んでみてください。
99	4-(1)	いじめや暴力のない学校づくり	51	子どもたちの中には、自分自身の存在を認められない子、やり場のない思いから周りや自分自身を傷つけてしまう子等がいる。教員が子どもたちの行動や言葉のわずかな変化に気づき、子どもの精一杯の訴えをとらえられるよう、普段からしっかりと子どもたちの声を聴き、子どもの様子をよき見て、職員間で情報を共有することが何より大切である。教員が業務に追われ全く心身ともに余裕がない状態では、上記のことは不可能と言える。その実現のためには、人的加配を行い一人一人の業務の削減が絶対条件と言える。	1	③	いじめや暴力・不登校は、どの学校、どの子どもにも起こりうるものであるという認識に立ち、早期に発見し、早期に対応することが重要です。特にいじめにつきまちは、子どもたちを守るため、被害性に着目した積極的な認知を進めるとともに、一部の教職員が一人で抱えることなく組織としての対応が適切になされていくことが大切です。いじめの訴えがなくても、日常の児童生徒の言葉のやり取りや、態度の中に、いじめにつながることはないか等の意識を教職員が持つこと等により早期発見・早期対応に努めていきます。 また、いじめや暴力行為等に対応するため、令和元年度は、中学校に教員を配置し、生徒指導の充実に取り組んでいます。また、生徒指導担当教員の授業軽減のため、小中学校に非常勤講師を配置したところです。引き続き、生徒指導の充実につながる教員の配置に努めていきます。
100	4-(1)	いじめや暴力のない学校づくり	51	いじめの悲しい事件が起こっている。学校はいったいなにをしているのか。当然、すべてのいじめを防ぐことは無理なことはわかるが、なんとかしてほしい。	1	③	いじめはどの学校、どの子どもにでも起こりうるという理解のもと、いじめられている子どもを守るためにも、早期に発見し、早期に対応することが重要です。 いじめの疑いがある事案については、担任または一部の教員が抱え込むことなく法の定義に従って、学校組織としてしっかりと対応していきます。また、いじめの訴えがなくても、日常の子どもたちの言葉のやり取りや態度の中に、いじめにつながることはないか等の意識を教員が持ち、被害性に着目したいじめの積極的な認知、早期の対応に努めていきます。 さらに、さまざまな課題を抱えた子どもたちに対しては、学校からの要請に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣し対応していきます。

意見番号	該当箇所 (中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
101	4-(1)	いじめや暴力のない学校づくり	51	1	③	いじめや暴力行為にいたる要因・背景は複雑化・多様化しています。そのため、まずは子どもたちが安心して学ぶことができる居心地の良い学校づくりや魅力ある学校・学級づくりを進めることが子どもたちにとって必要であると考えます。同時に、いじめや暴力はどの学校、どの子どもにでも起こりうるという理解のもと、被害を受けている子どもを守るためにも、早期に発見し、早期に対応することが重要です。 特に、いじめについては、日常の子どもたちの言葉のやりとりや態度の中に、いじめにつながることはないか等の意識を教員が持ち、被害性に着目したいじめの積極的な認知、早期の対応に努めていきます。 また、さまざまな課題を抱えた子どもたちに対しては、学校からの要請に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣し対応していきます。
102	4-(2)	防災教育・防災対策の推進	55	1	③	三重県では、防災対策部において「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を定め、市町と連携し、地域住民を中心とした避難所運営体制の整備を進めています。 この指針の中では、避難所生活において配慮や支援が必要な高齢者、障がいのある方、外国人等の要配慮者のほか、女性や子どもにも十分配慮がいきわたるよう、避難所運営委員会には女性や障がい者をメンバーとして必ず入れることを原則として示しています。 また、学校が避難所となる場合には、教職員も施設管理者として避難所の開設・運営に一定の関わりを持つことから、県教育委員会が作成した「学校における防災の手引き」の中で、学校が避難所となった場合の対応として、「女性や高齢者、障がい者等への配慮」を掲げています。
103	4-(2)	防災教育・防災対策の推進	55	1	③	学校が家庭や地域と連携して防災対策を進めることは大変重要であると考え、次期教育ビジョンでは、「基本施策4 安全で安心な学びの場づくり」の「2 防災教育・防災対策の推進」において、「家庭・地域との連携」を主な取組内容の一つとして掲げています。 また、「家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合」を数値目標の指標として設定し、目標値を100%とすることで、令和5年度までに県内のすべての学校で家庭や地域と連携した防災教育・防災対策が実施されるよう、取組を進めることとしています。
104	4-(2)	防災教育・防災対策の推進	56	1	③	一般の避難所で生活することが困難な障がい者の避難先の確保については、これまでの災害でも大きな課題となっています。 県立特別支援学校においては、平成25年度から学校防災リーダー等で構成する「特別支援学校防災機能強化検討委員会」を設置し、特別支援学校の防災上の課題を解決するための検討を行ってきたところです。 特別支援学校には、日常的に心理面や医療面での配慮が必要な児童生徒も多く、通い慣れた学校に避難することで不安の軽減などが見込まれることから、在校生や卒業生が被災した際の避難先として、県立特別支援学校の活用が期待されています。 一方で、避難所指定は、市町が行うこととされています。 このため、県立特別支援学校を避難所として指定することについては、被災した在校生や卒業生の受入れも視野に入れながら、市町との協議が必要となります。今後は、個々の学校の実情もふまえ、市町との協力体制などについての課題を整理しながら、「特別支援学校防災機能強化検討委員会」において検討を進めたいと考えています。

意見番号	該当箇所（中間案ページ）		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
105	4-(3)	子どもたちの安全・安心の確保	57	1	③	<p>子どもたちの通学路等における安全を確保することは大変重要なことであり、すでに学校・家庭・地域が一体となって学校安全ボランティア（スクールガード等）による見守りが行われているところですが、</p> <p>現在、本県においては、学校安全ボランティア（スクールガード等）への指導・助言を行う専門的アドバイザーとしてのスクールガード・リーダー（熟練のスクールガードや警察OB等）が位置づいておりません。</p> <p>県教育委員会としては、登下校時の見守りの質をさらに向上させるためにも、「スクールガード・リーダー育成講習会」等を主催し、各地域で活動している学校安全ボランティア（スクールガード等）の中から、あるいは警察署や消防署職員のOB等の中から、一人でも多くのスクールガード・リーダーが育成され、県内に位置づけられるよう市町等教育委員会に働きかけるとともに、積極的に支援していきます。</p>
106	4-(4)	不登校児童生徒への支援	61	2	③	<p>不登校児童生徒数は、全国でも本県でも増加傾向にあり、不登校の要因・背景は、子どもたちの抱える「不安」や「無気力」をはじめ、複雑化・多様化している状況にあります。</p> <p>そのため、まずは子どもたちが安心して学ぶことができる居心地の良い学校づくりや魅力ある学校・学級づくりを進めることが「不登校の要因を解消する」ことになり、新たな不登校を生まない環境づくりにつながるものと考えます。</p> <p>また、すでに不登校にある児童生徒に対しては、当該児童生徒が将来的にも精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、社会的自立に向けて支援することが必要であり、学校に登校するという結果のみを最終目標にするのではなく、当該児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立することをめざすことが大切だと考えます。</p> <p>したがって、当該児童生徒の不登校の要因・背景を個別具体的に把握し、子どもたち一人ひとりのニーズにあった支援方法を分析することで丁寧な支援をめざしていきます。特に、当該児童生徒が、学校内外のどの相談機関にも関わりを持っていない場合には、多様な学びの場を保障するという観点から、教育支援センター（適応指導教室）の指導員等が家庭訪問するなど、民間施設（フリースクール等）に関する情報提供等、多様な視点から必要な支援を行っていきます。</p>
107	4-(4)	不登校児童生徒への支援	62	1	③	<p>不登校児童生徒の中には、不登校であることによる学習の遅れなどが進路選択の妨げになっている場合があります。この点については、文部科学省より、不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の積極的な対応について、不登校児童生徒の自宅における学習活動を引き出し、その結果を学校として適切に評価していくことが、少しでも学習の遅れを取り戻し、将来の社会的自立に向け大切なこととされています。</p> <p>現在、ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅のパソコン等に配信するなど、不登校児童生徒に対してIT等を活用した積極的な学習活動を実施している都道府県は全国的にも少なく、本県においても未だ例がありません。</p> <p>こうしたことから、今後は教育支援センターの指導員等が家庭訪問などをとおして、保護者と面談する中で、ICT機器による学習支援も十分視野に入れながら、今後の社会的情勢とともに不登校児童生徒への支援を検討していきたいと考えます。</p>

意見番号	該当箇所(中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
108	4-(5)	学びのセーフティネットの構築・学びの継続	63	1	③	<p>平成28年度厚生労働省の国民生活基礎調査によるとひとり親家庭の貧困率は50.8%と経済的に厳しい状況となっています。そこで、県では、「ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、「親への就業支援」「子育てと生活のための支援」「子どもへの学習支援」「経済的な安定のための支援」「相談機能の充実と各種支援制度の周知」「父子家庭に対する支援の充実」に取り組んでいます。</p> <p>具体的には、一定の条件のもと、自己の能力開発を行う父母への給付金の支給や三重県母子・父子福祉センターにおけるパソコン等の就業支援講習を実施しています。また、各市町・県福祉事務所で母子・父子自立支援員による相談や三重県母子・父子福祉センターで弁護士による養育費等の相談を実施しています。</p> <p>また、生活保護に至らない生活困窮者等を対象に、生活困窮者自立支援制度があり、自立相談支援機関(福祉事務所設置自治体に開設された相談窓口)で相談を受けています。相談は現に生活に困窮されている方だけでなく、生きづらさを抱える方なども対象としており、個々の状況に応じた支援を行っています。</p> <p>なお、生活保護につきましては、福祉事務所の窓口で、制度の説明や各種社会保障制度の活用等について助言を行っています。</p>
109	4-(5)	学びのセーフティネットの構築・学びの継続	65	1	②	<p>里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちに対する理解を深めるとともに、関係機関との連携強化を図っていくことが重要です。こうしたことから、「社会的養護が必要な子どもたちへの支援」として、教職員等における社会的養護が必要な子どもたちへの理解促進や関係制度の周知の取組等について記載しているところです。</p>
110	4-(5)	学びのセーフティネットの構築・学びの継続	65	1	③	<p>指標を「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」から「生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数」へ変更しました。</p>
111	4-(6)	学校施設の充実	67	1	③	<p>学校施設の充実においては、学校で学ぶ児童生徒の安全を守ることが最も重要であると考えており、その考え方に基づき記載順等を検討しています。</p> <p>また、老朽化対策の実施にあたっては、学校と協議しながら取組を進めていきたいと考えていますが、トイレの床の湿式から乾式への転換については、湿式は感染防御の点からは極めてリスクが高いとされており、衛生面での機能向上を図るという観点から、便器の洋式化とあわせて転換を進めるものです。</p> <p>なお、照明機器の更新については、省エネルギー化につながるLED照明への更新を予算の範囲内で進めていきたいと考えています。</p>

意見 番号	該当箇所 (中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区 分	ご意見に対する考え方
112	4-(6)	学校施設の充実	67			
			地域の学校には、トイレの配管のつまりや鍵の開閉がスムーズに行えない現状がある。設備の改修を早急をお願いしたい。	1	③	県立学校のトイレについては、大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換を計画的に進めていきたいと考えており、その際には、配管やトイレのブースについても、あわせて改修することを考えています。
113	5-(1)	地域とともにある学校づくり	71			
			子どもたちの多様な学びと育ちを支えるため、地域とともにある学校づくりを推進する必要があるのは基本的な考え方の通りではあるが、持続可能な地域社会にも目を向けた学校づくりについても求められている。地域との協働や地域の持続可能といった側面からも「地域に学校がある」ことの重要性があると思う。もちろん、修学面においても地域によって学校の選択肢が著しく異なることのないようにしなくてはならないわけであり、「地域に学校がある」ことの重要性についてしっかりと触れ、支援してほしい。 また、学校経営について経営基盤を強化できる制度の取り組みを進めてほしい。地域連携した学校運営ができる制度の導入についても明示してほしい。	1	③	コミュニティ・スクールについては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成29年3月に改正され、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置が努力義務化されました。 学校運営協議会を設置することで、学校・家庭・地域で課題やビジョンを共有し、地域で子どもたちを育む仕組みが確立するとともに、地域と連携した学校運営が実現するものとなります。 県教育委員会としては、教育ビジョンに示したコミュニティ・スクールの仕組みを活用した学校運営の促進を通じて、「持続可能な地域社会にも目を向けた学校づくり」、「地域と連携した学校運営」等の実現を図っていきます。
114	5-(1)	地域とともにある学校づくり	72			
			数値目標を学校の数とすると、取組内容の充実を理由にして、新しい取組を行わない学校を増やすことになるのではないかと。	1	③	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成29年3月に改正され、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会の設置が努力義務化されました。 学校運営協議会を設置することで、学校・家庭・地域で課題やビジョンを共有し、地域で子どもたちを育む仕組みが確立するとともに、地域と連携した学校運営が実現することが期待されること、設置数を増やすことがまずは重要と考えています。 県教育委員会としては、教育ビジョンに示したコミュニティ・スクールの仕組みを活用した学校運営について、好事例を紹介する研修会等を実施し、地域とともにある学校づくりの充実に取り組んでいきます。
115	5-(2)	学校の特色化・魅力化	73			
			それぞれの学校や地域の実情に配慮し、教職員の定数増等の教育条件整備を含む各学校への支援も必要である。また、通学に要する時間や費用の側面からも「地域に学校がある」ことが修学の支援につながる。子どもたち一人ひとりの自己実現や教育機会の保障がされ、生まれた場所によって学校の選択肢が著しく異なることのないようにするべきである。	3	③	学校規模の適正化や配置については、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身につけることが重要となります。また、そうした教育を十分に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、専門性などについてバランスのとれた教員配置が望ましいことから、一定の教員数が必要であると考えています。地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮するとともに、地域の方々の声を聴きながら、総合的に検討していきます。

意見番号	該当箇所 (中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
116	5-(2)	学校の特色化・魅力化	73	1	③	高等学校においては、地域でどのような役割を担い地域に貢献するかという視点を大切にしながら、新しい時代に必要となる力の育成や多様なニーズに対応した教育を進め、これまで以上に生徒一人ひとりの学習ニーズに応え、教職員の資質・能力を高めるなどの取組を進めることで学校の魅力を高め、生徒や保護者から選ばれる学校づくりをめざしています。今後はさらに、地域や産業界と協力しながら、各校の特色化・魅力化を進めていきます。
117	5-(2)	学校の特色化・魅力化	74	1	③	高等学校においては、「県立高等学校活性化計画」に基づき、学校は、地域でどのような役割を担い地域に貢献するかという視点、地域は、学校のために何ができるかという視点をお互いに持ちながら、地域にある学校という特色を最大限生かした教育の推進に取り組んでいます。具体的には、学校と地域をつなぐコーディネーターを配置して、地域と連携した課題解決型学習(PBL)に取り組むなど、予算措置も行っており、今後もさらに、地域や産業界と協力しながら、各校の特色化・魅力化を進めていきます。
118	5-(2)	学校の特色化・魅力化	74	2	③	学校の統合については、児童生徒の学習環境の整備等の教育的な効果や通学状況、各学校が地域で果たす役割等の観点から総合的に検討することが必要であると考えています。児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質・能力を伸ばしていくという学校教育の目的をふまえながら、児童生徒の成長を支える環境を整えることを大切に、各校の特色化・魅力化を進めていきます。高等学校の統廃合につきましては、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮するとともに、地域の皆様の声を聴きながら、総合的に検討していきます。
119	5-(2)	学校の特色化・魅力化	74	1	③	将来地域を創造していくことができる人材育成につなげるため、地域や産業界と連携した活性化に取り組むことは重要であると考え、指標を設定しました。一部の学校や、特定の地域にある学校での取組に集中することなく、県内全域の高等学校で偏りなく実施されることが大切であると考え、県立高等学校の数を指標として設定しました。

意見番号	該当箇所(中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
120	5-(3)	教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	75	1	①	<p>現在策定途中であり、正式名称も決まっていないので、ビジョンにおける記載については、「現状と課題」の②にある「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の後に、「等」を追記することとします。</p> <p>また、「主な取組内容」の「ライフステージと職種に応じた研修の実施」の文面にある「教職員」の表記には「事務職員」も含まれるという認識のもとに記載しています。今後は、指標をふまえ、職種や経験に応じた専門性やマネジメント力の向上に向けた研修を実施していきます。</p>
121	5-(3)	教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	75	1	③	<p>教員の採用選考については、三重県公立学校教員採用選考試験実施要項に示す教員として求める人物像に基づき実施しているところです。また、毎年、試験の実施方法、応募要件の点検・見直しを行い、改善に取り組んでいるところです。</p>
122	5-(3)	教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	76	1	③	<p>小中学校事務職員に対しては、学校組織体制の確立に向けた取組を推進できるよう、中核的リーダーである「共同実施リーダー」や次のリーダーとなる「主査」を対象とした研修を実施しているところです。</p> <p>教育ビジョンでは、小中学校事務職員も含むという認識のもとに「教職員」と記載しています。今後も、管理職とともに、教職員が、めざす学校像の実現に向けた取組を推進できるよう職種やライフステージに応じた研修の充実を図っていきます。</p> <p>また、本県では、「義務標準法」に基づき、小中学校の学校数や学級数等に応じて、事務職員等を配置しています。併せて、学校事務の共同実施の拠点となる学校等に対して、事務職員等を複数配置するとともに、義務標準法により事務職員が配置されない小規模校や分校に対して県単独措置で事務補助員を配置しています。</p> <p>引き続き、県単独措置の確保に努めるとともに、国に対して、加配定数の維持・拡充を要望していきます。</p>
123	5-(3)	教職員の資質向上とコンプライアンスの推進	77	1	③	<p>平成31年1月に「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」を策定し、学校教育に対する信頼確保および不祥事根絶の取組を進めているところです。</p> <p>引き続き教育委員会と県立学校との協力のもと、不祥事の根絶に取り組んでまいります。</p>



意見番号	該当箇所（中間案ページ）		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
124	5-(4)	学校における働き方改革の推進	79	1	③	部活動指導は、三重県部活動ガイドラインにおいて、活動時間や休養日を定めているところです。また、部活動指導員の配置など外部人材の活用により、教職員の業務負担軽減に取り組んでいるところです。 次年度から適用される勤務時間の上限に関する方針を実効性のあるものとするために、部活動を含めて業務削減の具体的な取組について検討を進めます。
125	5-(4)	学校における働き方改革の推進	79	6	③	学校における働き方改革は、教職員の業務負担を軽減することで、より効果的な教育活動を持続的に行うことを目的としています。 県教育委員会では、これからも教職員の抜本的な業務削減に取り組み、子どもたちと向き合う時間を確保することで、より効果的な教育活動を進めていきます。
126	5-(4)	学校における働き方改革の推進	79	1	③	障がいのある人を支える周囲も働きやすい環境が必要ですので、教職員同士が互いを認め合い協力し合える組織風土づくりを進めていきます。
127	5-(4)	学校における働き方改革の推進	79	1	③	変形労働時間制の導入が2021年度から施行予定であるが、それに向け学校の働き方を大きく見直す必要がある。時間外労働削減が実効性のあるものとする必要がある。また、導入に伴い勤務時間管理にかかるコストが学校に押し付けられるのではないかと懸念されている。現状の制度に沿った紙ベースでの管理では学校における学校経営の業務拡大に歯止めがかからず、支援システム導入などの手立てが必要である。 また、評価方法についても三重県内自治体における働き方改革への対応・財政支出が異なる中、数値目標の項目で本当に正しく評価できるのかは疑問である。 数値目標を設定して終わりではなく、県主導で、研修や健康管理対策だけではなく、例えば子どもたちの育成支援や小中高の連携に向け、児童生徒の情報を共有し、成績処理、進学処理ができる県共通の校務支援システムを整備するなど、具体的手立てが必要なのではないか。

意見番号	該当箇所(中間案ページ)			中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
128	5-(4)	学校における働き方改革の推進	79	現状と課題で、子育てや介護等への理解といった教職員の出生率増加対策が出てくるのはなぜか。	1	③	子育てや介護等の理解や支援を含めて教職員同士が互いを認めあい、あらゆるハラスメントがなく協力し合える風通しのよい組織風土づくりを一層進める必要があると考えています。
129	5-(4)	学校における働き方改革の推進	79	教員の業務の多忙化と困難化について、県教委と校長会は、防止と支援に取り組むべきである。	1	③	新任校長研修において、教職員のメンタルヘルスマネジメントやワーク・ライフ・バランスの推進について、学ぶ機会を設けています。今後も学校における働き方改革の推進に向けて管理職に対する研修を実施するとともに、教職員の業務の多忙化を解消し、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにするために、教職員の抜本的な業務削減に取り組めます。
130	5-(4)	学校における働き方改革の推進	80	教材のデータベース化の推進についての記述があるが、現在でもデジタル教科書等データベースとして、また、視覚的、聴覚的に有効な手立てとなるものがある。各校に配置するなどの具体的な施策を記述するべきではないか。	1	③	県教育委員会では、教職員の業務の効率化のために、ICTを活用した教材のデータベース化は有効であると考えています。 なお、デジタル教科書等の使用の有無や方法については、児童生徒の実態に応じ、各学校が判断することとなっています。また、ICT環境整備については、市町に対し地方財政措置が講じられているところであり、県としては、環境整備に向けた働きかけや情報提供を行っているところです。 今後、デジタル教科書も含め、効果的な活用方法について検証し、具体的な利用方法を検討していきます。
131	5-(4)	学校における働き方改革の推進	80	校長によるリーダーシップが、とすることで、かえって教員の心の健康が奪われることにならないか。	1	③	学校における働き方改革が推進できるよう、校長がリーダーシップを発揮して取り組む必要があると考えます。

意見番号	該当箇所(中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
132	5-(4)	学校における働き方改革の推進	80 この施策で「子育てアクションプラン」を持ち出してくることは適切か。	1	③	子育てや介護等の理解や支援を含めて教職員同士が互いを認めあい、あらゆるハラスメントがなく協力し合える風通しのよい組織風土づくりを一層進める必要があると考えています。
133	5-(4)	学校における働き方改革の推進	81 モンスターペアレントだけでなく、神戸の事件にみる教師間のイジメが三重でもないとは限らない。 本音で言えるメンタルヘルス対策をお願いしたい。	1	②	心身の不調に陥った教職員に対し、個人情報保護に配慮した専門家等によるメンタルヘルス対策を進め、メンタル不調の予防と回復を支援します。 外部の専門家を活用した教職員のメンタルヘルス対策として、県教育委員会では、公立学校の教職員を対象に、臨床心理士による相談事業を実施しています。 また、公立学校共済組合の事業として、精神神経科への外来受診相談、臨床心理士による電話・面接によるカウンセリング及びweb相談があります。
134	5-(4)	学校における働き方改革の推進	81 指標の中に「教職員の負担軽減が進む」との記述があるが、それを判断するのは誰なのか。また、「子どもに向き合う時間が増加するなどの効果的な教育活動につながっている」と判断するのは誰なのか。現場で常に子どもに接している者の声が正しく反映される客観的な指標の設定が必要なのではないか。指標の具体的な算出にまで言及しなくては、管理職の主観による回答となる恐れもある。	4	①	ご意見をふまえ、指標を「教職員の満足度」に修正します。
135	5-(4)	学校における働き方改革の推進	81 校長や産業医による面接には何の意味も無いのではないか。	1	③	教職員の健康の保持増進と健康障害の防止のため、「労働安全衛生法」改正の趣旨に基づき、過重労働対象者に対して校長と産業医の面接を行います。 併せて、ストレスチェックを実施し、高ストレス者に対し産業医による面接を勧奨します。 今後も、管理職に対する研修を充実させるとともに、産業医等と連携して、教職員の心身の不調を未然に防ぐよう努めます。

意見番号	該当箇所(中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方	
136	5-(4)	学校における働き方改革の推進	81	三重県では、神戸のいじめの事件のような教師同士のいじめが起こらないようにどんな対策をしているのか。	1	③	学校では、日頃からハラスメントを起こさない、許さない環境づくりに努めており、研修会や通知等を活用した啓発や、コンプライアンス・ミーティング等において、ハラスメントについて教職員間で話し合う機会を設けるなど、ハラスメントの防止および働きやすい職場環境づくりを促進するため取り組んでいるところです。 また、県教育委員会や各市町等教育委員会内に、相談窓口等を設置し、困ったときに相談できる体制を構築しています。
137	5-(5)	家庭の教育力の向上	84	男性の育児参画を語るときに、いくら日本の男性の参画率が低いからといって、「子育てに関して家庭においてできることを男性自身が考える場づくりを」というのは、あまりにも「子育て」しないことが前提になってはいないかと残念に感じる。また、「家庭において」ではない子育てをしているぞという逃げ道をつくっているようで、これも残念に思う。	1	①	ご意見をふまえ、主な取組内容を修正します。
138	5-(5)	家庭の教育力の向上	84	子どもの成長には、健康な排便習慣も大切であり、スマイルワークでも「早寝・早起き・朝ごはん」に、朝うんちを加え「早寝・早起き・朝ごはん・朝うんち」としている。教育ビジョンにおいても「早寝・早起き・朝ごはん・朝うんち」とすることはどうか。	1	②	健康な排便習慣は大切なことであると認識しており、そのためスマイルワークでも幼児の保護者向けワークには「早寝・早起き・朝ごはん」に「朝うんち」を加えています。教育ビジョンにおいては、「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の名称にあわせて、「早寝・早起き・朝ごはん」など、としており「など」の中に排便習慣を含めて考えています。
139	5-(6)	社会教育の推進と地域の教育力の向上	86	この数値目標は、県内公民館を対象とする地域課題解決型学習の機会の累積数で良い。	1	④	地域コミュニティの衰退が社会全体の課題となる中、特に公民館等社会教育施設においては、住民の皆さんが主体的に地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割や、学習成果を地域課題解決のための活動につなげていく役割、また、地域学校協働活動の拠点としての役割などが求められています。 こうしたことから、各市町において、地域課題に対して住民の皆さんが協働して取り組む力を学び合う学習(地域課題解決型学習)を社会教育の概念に明確に位置付けるとともに、首長部局の担当部署、NPOなどの関係団体と連携協力し、組織的に社会教育活動を進めていただく必要があることから、公民館等を拠点としながら、市町全域に展開されることを念頭に、市町数を目標値としました。

意見番号	該当箇所 (中間案ページ)		中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
140	第3章	教育ビジョンの実現に向けて	89		③	教育ビジョンの実現のためには、学校や行政だけでなく、家庭や地域の方々、企業等すべての県民の皆さんによる社会総がかりでの教育施策の推進が不可欠となります。こうしたことから、教育ビジョンの周知にあたっては、本冊だけでなく家庭配布用のパンフレットの作成なども含め現在検討しているところです。
141	第3章	教育ビジョンの実現に向けて	90		①	ご意見をふまえ、「第3章 教育ビジョンの実現に向けて」における「期待される役割」について、県民の皆さんにより分かりやすいものとなるよう記述内容を整理しました。
142	全般	全般		1	③	現在策定中である県の戦略計画「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」で掲げる「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現をめざし、教育ビジョンにおいても、学校、行政、家庭、地域、企業等さまざまな主体と連携しながら各教育施策の着実な実施を図っていきます。
143	全般	全般		1	②	子どもたちが、変化が激しく予測困難な時代を生き抜いていくためには、様々な変化に主体的に向き合い、他者と協働しながら、困難な課題に挑戦していける力が求められると考えています。そこで、基本施策2「個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成」において、年齢・国籍等多様な人とのコミュニケーション・協力を通じて社会的課題を乗り越える力、答えのない課題に向き合い新たな価値を創造することができる力の育成につながる各施策を展開することといたしました。

意見番号	該当箇所(中間案ページ)	中間案に対するご意見	件数	対応区分	ご意見に対する考え方
144	全般 全般	〇〇教育の推進、〇〇教育の充実など非常に多くの取り組みが学校に求められている。また、学力の確保や学び場づくり、地域協働の学校、信頼できる学校づくりなど教育ビジョンにそった今まで以上の取り組みが学校に求められる印象が強い。ビジョンの実現に向け、人材確保と人材育成が非常に大切だと感じる。教育現場や地域社会への負担を考慮しつつ、予算面・制度面の支援を図り、実現に向けた適切なロードマップを描いてほしい。	1	②	次期「三重県教育ビジョン」は令和2年度から令和5年度までの4年間ににおける本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、これをふまえ、各年度における各施策・取組(事業)の実施に向けた予算等の確保に努めていきたいと考えています。
145	全般 全般	教育施策大綱に係るパブリックコメントに対する戦略企画部の考え方が示される前に教育ビジョンのパブリックコメントを実施するべきではないのではないか。こうしたことから、教育施策大綱と教育ビジョンで重複する部分と重複しない部分を分けてパブリックコメントを実施してはどうか。	1	③	現在、県の戦略計画である「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」、三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容について示す「三重県教育施策大綱」の策定にあわせ、第三次行動計画における教育分野の施策および教育施策大綱で掲げられた取組等に係る基本的な方針や具体的な取組内容を示す次期の「三重県教育ビジョン」についても策定作業を進めているところです。こうしたなか、第三次行動計画や次期の教育施策大綱との整合を図りながら進めることとしており、関係部局との連携を密にしながら令和2年4月からのスタートをめざして次期「三重県教育ビジョン」の策定作業を進めているところです。
146	全般 全般	文中に4カ所程度散見される「子どもの発達段階に応じて・・・」について、発達段階とはおそらく年齢に応じてとの意味合いが強いと思われるが、発達支援の必要な子ども達も含めて、それぞれの個性と捉えたと少し違和感がある。また発達支援の必要性は保護者の見解にも左右されるため、本来支援が必要であっても支援を受けていない子ども達などは「発達段階の想定」から外れてしまう可能性がある。文言の注釈が必要ではないか。	1	③	子どもの成長過程においては、個人差はあるものの、多くの子どもに共通して見られる特徴があります。発達段階とは、子ども一人ひとりの個性の違いを示すものではなく、乳幼児期、学童期(小学校)、青年前期(中学校)、青年中期(高等学校)等、おおよその学齢をふまえて示しています。このことについては、冒頭の「基本方針」(P.10)においても「幼児期、青少年期から、・・・学びの各ステージにおける教育の質を高める・・・」旨を記載しており、文中の「発達段階」もこれをふまえた記載としています。 また、基本政策3「特別支援教育の推進」の施策「(1)一人ひとりの学びを支える教育の推進」の「主な取組内容」に記述しているように、「特別な支援を必要とする子どもたちを含む全ての子どもたちが『学ぶ楽しさ』『わかる喜び』を実感できるよう意識して指導していきます。
147	全般 全般	ホームページにのっている現行の三重教育ビジョンを見ると、教育に関する取組が網羅的に書かれていて、その後重点取組が書かれているが、これが重点的にやっていくものということは、それまでに書かれていたものは軽いものなのだろうかと思ってしまう。何が大事というところを私たち子どもを育てている父母にもわかるように書いてほしい。 企業でも働き方改革の影響で働く時間が少なくなっている。立派な計画を作るというも役所の役割だと思いますが、網羅的に書かなくても、保護者や関係者に伝えたいことだけを書けばよいのにと思ってしまう。現行の三重教育ビジョンにはグラフをたくさんつけていたり、写真ものっている。教育委員会がしなければならないことは他にもあるのではないかと。手間を省いて、本来しなければならないことに時間を使ってほしい。ホームページには教育施策大綱の案もあったが、こちらはムダな写真とかグラフとかなくて見やすいと思った。手間をかけてまで見にくいものをつくってほしくない。	1	③	子どもたちにこれからの時代に対応していける力を育てていくとともに、ますます複雑化・多様化する課題を乗り越えていくためには、学校や行政だけでなく、全ての県民が教育の当事者として、社会総がかりで教育施策の推進に取り組んでいくことが必要となります。そのためには、「県民の皆さんからのわかりやすさ」という視点も含め教育ビジョンを策定していく必要があると考えています。こうしたなか、次期「三重県教育ビジョン」においては、基本施策とは別に各施策の取組を横断的に再編成して記載している重点取組については「計画期間中に注力すべき取組」をより分かりやすくするため基本施策の中(個々の施策・取組)に落とし込むとともに、基本施策毎に「めざす姿」とそれをふまえた数値目標を設定するなど、よりわかりやすい構成・内容としていきたいと考えています。 また、現行の教育ビジョンにあるようなグラフや写真の掲載については、今後、製本版の調製にあわせて検討をしていく予定ですが、ご意見もふまえ、より見やすいものになるよう工夫をしていきたいと考えています。